

モデル核兵器条約（Model Nuclear Weapons Convention）^{訳注}

核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用および使用の威嚇の禁止、ならびに全廃に関する条約

2007年4月

1997年11月に国連文書 A/C.1/52/7 として回章されたモデル核兵器条約の改訂版

目次

モデル核兵器条約の概要.....	3
前文.....	5
第1条 一般的義務.....	7
A. 国の義務.....	7
B. 人の義務.....	9
第2条 定義.....	9
A. 国および人.....	9
B. 核兵器.....	9
C. 核エネルギー、爆発物および爆発装置.....	10
D. 核物質.....	10
E. 核施設.....	11
F. 核活動.....	12
G. 検証.....	14
H. 運搬手段.....	15
第3条 申告.....	16
A. 核兵器.....	16
B. 核物質.....	16
C. 核施設.....	17
D. 運搬手段.....	17
第4条 実施の諸段階.....	18
A. 一般的要件.....	18
B. 最終期限の延長.....	18

^{訳注} この翻訳は、A/62/650, Annex を底本として、メラフ・ダータン、フェリシティ・ヒル、ユルゲン・シェフラン、アラン・ウェア著、浦田賢治 編訳『地球の生き残り 解説 モデル核兵器条約』日本評論社、2008年、第2章を参考に、新たに訳出したものである。なお本文中の〔 〕は訳者による。

C. 延長に際しての相互主義	18
D. 諸段階	18
E. 特別規定	19
第5条 検証	19
A. 検証体制の構成要素	19
B. 検証の対象となる活動、施設および物質	20
C. 検証に関する権利および義務	20
D. 信頼醸成措置	21
E. 他の検証取極との関係	21
F. 実施	21
第6条 国内の実施措置	22
A. 立法による実施	22
B. 締約国と機関との関係	22
D. 他の取極において約束されまたは要請される措置の実施との関係	23
第7条 人の権利および義務	23
A. 刑事手続	23
B. 条約違反を報告する責任	23
C. 情報を提供する人に対する保護	23
第8条 機関	24
A. 総則	24
B. 締約国会議	25
C. 執行理事会	27
D. 技術事務局	28
E. 特権および免除	30
F. 登録簿およびその他のデータベース	31
G. 国際監視制度	31
第9条 核兵器	32
第10条 核物質	33
第11条 核施設	34
第12条 核兵器運搬手段	35
第13条 この条約によって禁止されていない活動	36
第14条 協力、遵守および紛争解決	36
第15条 効力の発生	42
第16条 財政	42
第17条 改正	42
第18条 条約の範囲および適用	43

第 19 条 条約の締結.....	44
紛争の義務的解決に関する選択議定書.....	45
エネルギー援助に関する選択議定書.....	45
附属書 1 核活動.....	45
附属書 2 核兵器構成部分.....	48
附属書 3 第 8 条 C23 に規定する国および地理的地域の一覧表.....	49
附属書 4 動力炉を保有する国の一覧表.....	50
附属書 5 動力炉および／または研究炉を保有する国〔および地域〕の一覧表.....	50

註

1 このモデル核兵器条約は、科学者、法律家、軍縮専門家、学者および政府関係者からなるコンソーシアムによって、核兵器の禁止と全廃に至る検討とありうべき交渉を支援するための討議文書として準備されたものである。これは、実際の核兵器条約または諸合意のパッケージ／枠組みに活用されうるだろう法的、技術的および政治的要素を概述する。この起草者たちは、最終的に合意される条約や諸合意のパッケージがこのモデルと全く同一であることを想定はしていない。だが、起草者たちは、このモデルが核軍縮の実現可能性と実践性を示すものと確信する。これら争点についての議論については、Securing our Survival: The Case for a Nuclear Weapons Convention, IPPNW, Cambridge USA, 2007〔訳書として、浦田賢治編訳『地球の生き残り 解説モデル核兵器条約』日本評論社、2008年〕を参照されたい。

2 [] は、起草者全員が合意に至っていない文言または他の代替的アプローチを示唆する文言を意味する。

条文では、交渉された NWC と不可分の一体をなす「検証付属書」に言及があるが、このモデル NWC には含まれていない。

モデル核兵器条約の概要

一般的義務

モデル核兵器条約は、核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用、および使用の威嚇を禁止する。核兵器保有国は、一連の段階に沿って核軍備を廃棄することが求められる。兵器利用可能な核分裂性物質の生産も禁止され、運搬手段も廃棄するか核能力のないものに転換することが求められている。

申告

条約締約国は、占有しまたは管理しているすべての核兵器、核物質、核施設および核兵

器運搬手段ならびにその所在地を申告することが求められる。

全廃にいたる諸段階

この条約には、核兵器の全廃に向けての5つの一連の段階が規定されている。核兵器の警戒態勢を解除することから始まり、配備核兵器の撤去、核弾頭の運搬手段からの取り外し、核弾頭の無能力化、「ピット」の取り外しと変形および核分裂性物質の国際管理である。初期段階で、米口は核軍備を大幅に削減することが求められる。

検証

検証は、各国からの申告と報告、通常査察、申立てによる査察〔第三国の申立てを受けて、違反が疑われる国に対して機関が実施する査察。チャレンジ査察ともいう〕、現地設置型センサー、衛星からの撮影、放射性核種の採取および他の遠隔感知型センサー、他の国際組織との情報の共有、ならびに市民による報告に基づいて行われる。この条約違反の疑いを通報する個人は、この条約により保護される（これには庇護の権利が含まれる）。

この条約の下で、情報収集のための国際監視制度が設置され、その情報のほとんどが登録簿を通じて利用可能となる。商業上の機密や国の安全を危うくするおそれのある情報は、秘密扱いとなる。

国内の実施措置

締約国は、罪を犯す者を訴追しおよび条約の違反を通報する者を保護するこの条約に基づく自国の義務を履行するために必要な立法措置をとることが求められる。

また、締約国には、実施にあたり国内任務を遂行する国内当局を設置することが求められる。

人の権利と義務

この条約は、国家のみならず個人および法人にも権利を付与し義務を課す。個人には、条約の違反を通報する義務があり、そうする場合に保護を受ける権利がある。条約上の犯罪の容疑者については、その逮捕と公正な裁判手続についての規定が置かれている。

核兵器禁止機関

この条約を実施する機関が設立される。この機関は、検証、遵守の確保および機関の政策決定に責任を負う。機関は、締約国会議、執行理事会および技術事務局からなる。

核物質

この条約は、核兵器を作るために直接使用できるあらゆる核分裂性物質または核融合性物質（消費燃料以外のプルトニウムおよび高濃縮ウランを含む）の生産を禁止する。低

濃縮ウランは、核エネルギー目的のために認められる。

協力、遵守および紛争解決

遵守その他の事項につき解釈上の問題を明らかにし解決するために、協議、協力および事実調査に関する規定が設けられている。法律的紛争については締約国相互の合意により国際司法裁判所（ICJ）に付託できる。機関自身も、法律問題について ICJ の勧告的意見を要請する権限が与えられる。

締約国による条約の違反に対しては段階的な対応が規定されている。それは、協議および説明から始まり、交渉、（必要な場合には）制裁、または行動を求めての国連総会および安保理への付託にまでいたる。

他の国際協定との関係

モデル核兵器条約は、既存の核不拡散・軍縮体制および検証・遵守の諸取極に基づくものとなる。これには、核不拡散条約、国際原子力機関（IAEA）の保障措置、包括的核実験禁止条約の国際監視制度、および米ロ2国間の諸協定が含まれる。ある場合には、核兵器条約はかかる体制および取極の任務と活動に加わるものとなる。他の場合には、核兵器条約が追加的な補完的取極を設置することとなる。

財政

核軍備の全廃の費用は核兵器国が負担することが義務づけられている。

もっとも、その義務履行が財政的理由から困難である国を援助するため、国際基金が設置される。

エネルギー援助に関する選択議定書

この条約では、平和的目的での核エネルギー利用を禁じていない。

もっとも、条約は選択議定書を伴っており、この議定書では、核エネルギーの開発を行わないか、または既存の核エネルギー計画からの撤退を選択する締約国に対して、持続可能なエネルギー資源を促進するエネルギー援助計画が設定されている。

前文

われら地球の人民は、この条約の締約国を通じて、

核兵器の存在そのものが全人類に対する脅威であり、その使用はこの地球上のあらゆる存在に対して壊滅的な帰結をもたらすことを確信し、

地球上の生命に対する核兵器の破壊的効果は時間的にも空間的にも制御不可能であることに留意し、

大量破壊兵器の廃絶は集団安全保障上の全人民と諸国家の利益であり、そうした大量破

壊兵器のなかで核兵器はその潜在的破壊力において史上未曾有かつ比類なきものであることを意識し、

人類という家族すべての構成員の、生まれつきそなわっている尊厳および平等かつ不可譲の諸権利には、生命、自由、平和および人身の安全に対する権利が含まれることを確認し、

すべての国は、核兵器そのもの、核兵器が人類に対して有する恐怖、および核兵器が地球上の生命に与える脅威を取り除くという目標を達成するためあらゆる努力をする責務があることを確信し、

南極、宇宙空間、ラテンアメリカおよびカリブ海、海底、南太平洋、東南アジア、アフリカおよび中央アジアを含む多くの地域が、すでに非核兵器地帯を設定しており、そこでは核兵器の保有、生産、開発、配備、使用および使用の威嚇が永久に禁止されていることを認識し、さらにこの成果がすべての生命の福利のために全地球に拡大されることを願望し、

核兵器に由来する放射性廃棄物およびその他の放射性物質が生み出す環境汚染の危険を除去すること、また、地球の恵沢と美は全人類によって平和のうちに永遠に享受されるべき、われわれ全員とその子孫の共通遺産であることを確保することを決意し、

環境上安全で持続可能なエネルギーに対する普遍的な必要性を認識し、

核兵器は戦争またはテロリズムによって意図的に使用されるばかりでなく、人間または機械の過誤または失敗の結果として使用されること、さらに、それら核兵器使用の脅威の存在およびその重大性そのものが、国際連合憲章および世界人権宣言に規定されている人権および基本的自由の普遍的な尊重と遵守の促進に対し、疑念あるいは懸念をいだく風潮を生み出すことに重大な関心を有し、

核軍備が環境にもたらす深刻な脅威、核軍備およびその使用を防止するために要請されるさまざまな努力が生み出す経済的社会的経費および知的力量の浪費、核兵器を作るために使われる核物質が存在することが本来伴っている諸々の危険、および核物質の拡散に付随する諸問題、核兵器のなんらかの使用がもたらす医学上心理学上の壊滅的效果、遺伝子給源の突然変異という潜在的効果、および核兵器に随伴するその他の多数の危険があることを確信し、

細菌兵器（生物兵器）および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約ならびに化学兵器の開発、生産、貯蔵および使用の禁止ならびに廃棄に関する条約を、すべての大量破壊兵器の全廃にいたる前進を示すものとして歓迎し、

生命はすべて神聖であること、すべての大量破壊兵器を全廃すべき道徳上の至上命令が存在することを認め、

対人地雷の使用、貯蔵、生産および移譲の禁止ならびに廃棄に関する条約を、無差別であって不必要な苦痛をもたらす兵器の禁止および全廃にいたる前進を示すものとして歓迎し、

また、国際刑事裁判所に関するローマ規程、とりわけ、不必要な苦痛をもたらす兵器または本質的に無差別な兵器を用いることに伴う犯罪についての個人責任の承認を歓迎し、

核兵器の威嚇と使用は、非人道的な兵器および無差別な効果をもたらす兵器の使用を禁止する文明社会の規範、道徳の基準、および人道法とは両立しえないことを信じ、

1946年1月24日に国際連合総会第1会期において全会一致で採択された決議1(I)、および原子兵器の全廃を求めたそれ以後の多数の国際連合決議を想起し、

さらに、核兵器の全廃を求める1978年の第1回国連軍縮特別総会の最終文書を想起し、核軍備競争を早期に停止し、かつ核軍縮を達成するという核兵器の不拡散に関する条約第6条における諸国の厳粛な義務、ならびに1995年に合意された「核兵器の不拡散と軍縮のための原則および目的」、および2000年に合意された「核兵器の不拡散に関する条約の第6条を実施する体系的かつ前進的努力のための実際的措置」における、核軍縮を達成する特定の措置に関するさらなる約束に対してなされた諸国の厳粛な義務に留意し、

核兵器の全廃は全面完全軍縮という目標達成に向けての重要な一步であること、ならびに軍縮義務の実施は国際法および諸国間の平和的関係を強化することを確信し、

「核兵器の威嚇および使用は、武力紛争に適用される国際法の原則、とりわけ人道法の原則および規則に一般的に違反することになる」という結論をくだし、また、「嚴重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる側面についての核軍備の縮小撤廃に導く交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務が存在する」という結論を全員一致でくだした、1996年7月8日の国際司法裁判所の勧告的意見を歓迎し、

国際司法裁判所で確認された核軍縮の義務を強調し、および「核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移譲、威嚇または使用を禁止し、ならびに核兵器の全廃を規定する核兵器条約の早期締結にいたる多国間交渉をただちに開始することにより上記の義務を果たすよう、すべての国家に」要請する1996年12月10日の国連総会決議51/46M、1997年12月9日の決議52/380、1998年12月4日の決議53/77X、1999年12月1日の決議54/54Q、2000年11月20日の決議55/33X、2001年11月29日の決議56/24S、2002年11月22日の決議57/85、2003年12月8日の決議58/46、2004年12月3日の決議59/83、2005年12月8日の決議60/76および2006年12月6日の決議61/83を想起し、

核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用および使用の威嚇を禁止し、ならびに核兵器の全廃を規定する条約は、核兵器を地球から廃絶するため必要とされていることを確信して、

次のとおり協定した。

第1条 一般的義務

A. 国の義務

1. 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。
 - a. 核兵器を使用し、または核兵器の使用の威嚇をすること
 - b. 核兵器を使用するための軍事的なまたはその他の準備活動を行うこと

c. この条4に規定される場合を除き、核兵器を開発し、実験し、生産その他の方法によって取得し、配備し、貯蔵し、保持し、保有しまたは移譲すること

d. この条4に規定される場合を除き、禁止核物質を開発し、実験し、生産その他の方法によって取得し、貯蔵し、保有し、移譲しまたは使用すること

e. 核兵器運搬手段を開発し、実験し、生産その他の方法によって取得し、配備し、貯蔵し、保持し、保有しまたは移譲すること

f. この条約に規定される核兵器の構成部分または装置を開発し、実験し、生産その他の方法によって取得し、貯蔵し、保持し、保有しまたは移譲すること

g. 核軍縮研究を除き、核兵器研究に資金を提供すること [または研究を行うこと]

h. この条約によって禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、直接もしくは間接に、いかなるかたちであれ、援助し、奨励し、勧誘しまたは許可すること

2. 締約国は、次のことを約束する。

a. この条約の規定に従い、自国が所有しもしくは占有するすべての核兵器、または自国の管轄もしくは管理の下にある場所に存在するすべての核兵器を廃棄すること

b. この条約の規定に従い、他の国の領域内に遺棄したすべての核兵器を廃棄すること

c. すべての核施設を予防的管理下に置くこと

d. 自国が所有しもしくは占有するすべての核兵器施設または自国の管轄もしくは管理の下にある場所に存在するすべての核兵器施設を廃棄すること。またはかかる施設を兵器廃棄施設もしくはこの条約によって禁止されていないその他の施設に転換すること

e. [核兵器を指揮もしくは管制するために設計されもしくは使用されるすべての施設、システムもしくはサブ・システムを無能力化しもしくは廃棄すること、またはかかる施設、システムもしくはサブ・システムをこの条約によって禁止されていない目的に転換すること]

f. すべての核兵器運搬手段および核兵器構成部分を廃棄すること。またはこの条約によって禁止されていない目的のために転換すること

g. この条約によって規定される予防的管理の下にすべての特殊核物質を置くこと

h. 核兵器および関連技術に関する透明性の促進ならびにこの条約によって禁止されている活動の探知および防止を目的とする教育の促進のための活動に誠実に参加すること

i. この条約の違反を機関に報告すること [ならびに機関の調査、監視および検証任務に最大限協力すること][ならびに正当な国際のもしくは国の安全または通商上の機密事項を理由として報告を差し控えることが許される情報を除き、この条約の実施を目的として、機関が要請するすべての情報を機関に提供すること]

j. この条約の実施に必要なすべての国内法令を制定すること

3. この義務は、平和目的のための核爆発装置に同様に適用される。

4. この義務は、この条約の規定の適用および実施と合致する活動を禁止するものと解釈してはならない。[その活動には、廃棄または処分を目的とする核兵器、特殊核物質および運搬手段の移譲ならびにそれについての核軍縮研究および検証を含むが、ただしこれに限定されるものではない。]

B. 人の義務

5. 以下の行為は、人の地位、居住地、国籍または法人の設立地国のいかに関わらず、人が責任を負う犯罪である。

a. この条1のaないしfに列挙されたいずれかの行為に従事すること、または従事を試みること

b. この条約によって禁止されている活動に従事することにつき、いずれかの者に対して、いかなるかたちであれ、援助し、扇動し、またはその他の方法によって支援すること

6. 個人に対してこの条約が刑事責任を課すという事実は、国際法に基づく国の責任に影響を与えない。

第2条 定義

A. 国および人

1. 「核兵器国」とは、1967年1月1日前に、核兵器その他の核爆発装置を製造し、かつ爆発させた国をいう。

2. 「核能力国」とは、[核兵器を開発した国または開発する能力を有する国であって、かつ核兵器の不拡散に関する条約の締約国でない国]をいう。

3. 「人」とは、自然人または法人をいう。

B. 核兵器

4. 「核兵器」とは、次のいずれかをいう。

a. 核エネルギーを制御されない方法で放出することができるすべての装置であって、戦争目的の使用に適した一群の特性を有するものをいう

b. すべての核爆発装置

c. すべての放射性兵器

d. 核爆発装置を起爆装置または他の部品として内臓するように設計されたすべての兵器

5. 「核兵器構成部分」とは、[他の構成部分から分離された場合の特殊核物質を除く]核兵器構成部分のすべてをいう。

6. 「核兵器運搬手段」とは、核兵器運搬用に設計された、または核兵器を運搬可能なすべての運搬手段をいう。兵器運搬の目的で製造され、開発され、飛行試験され、または配備されているすべての核兵器運搬手段は、核兵器運搬手段とみなされる。

7. 「プルトニウム・ピット」とは、核兵器の第1段階の構成部分つまり核分裂させる部分のコア・エレメント〔芯の要素〕をいう。

8. 「放射性兵器」とは、放射性物質を飛散させるか、または放射性物質を主要構成物質として用いるすべての兵器をいう。

9. 「弾頭」とは、核兵器システムの爆発部分をいう。弾頭は、核物質、高性能通常火薬ならびに関連着火装置および封じ込め構造からなる。

C. 核エネルギー、爆発物および爆発装置

10. 「核エネルギー」とは、自発的に、または他の粒子および／もしくは電磁放射線との相互作用により、原子核から放出されるエネルギーをいう。

11. 「核爆発」とは、化学爆薬より短い、または同等の時間的尺度で相当量の (significant amounts of) 核エネルギーを放出することをいう [威力を問わずマイクロ核分裂、マイクロ核融合または小型化装置を含む]。

12. 「核爆発装置」とは、目的を問わず核爆発を行わせる能力をもつすべての装置をいう。この用語には、組み立てられていない、または部分的に組み立てられたこのような兵器または装置、ならびに核爆発装置の一部をなすか、または核兵器もしくは他の核爆発装置の開発と実験に適するよう改造された装置または集合体が含まれる。ただし、このような兵器または装置の輸送手段または運搬手段が、兵器または装置から分離可能でありかつその不可分の構成部分でない場合は、この用語にはかかる手段は含まれない。

13. 「相当量の核エネルギー」とは、放射性壊変および自発核分裂により放出されるものより大きいエネルギーをいう。ただし、最大の化学爆発の最大エネルギー放出量より小さい場合を含む。

D. 核物質

14. 「核物質」とは、この条約で定義される核原料物質または核分裂性もしくは核融合性物質のすべてをいう。

15. 「免除量」とは、この条約 [および予防的管理] の規定で禁止されない核物質の量をいう。

16. 「核分裂性物質」とは、そのなかの原子核が自発的または中性子のエネルギーによらず中性子の衝撃で分裂できるすべての元素をいい、分裂性物質を含む。

17. 「核融合性物質」とは、十分な条件 (圧力、温度および閉じ込め時間) を与えることにより技術的手段で、同種または他の核種と核融合を起こさせることができる元素をいう。

18. 「高濃縮ウラン」とは、天然に存在するウラン 235 同位体 [天然ウラン中の 0.7%] を 20% またはそれ以上に増加させたウランをいう。

19. 「低濃縮ウラン」とは、ウラン 235 の同位体比を濃縮するが全重量の 20% 未満のウランをいう。

20. 「混合酸化物燃料」とは、プルトニウムおよびウランの酸化物からなる原子炉燃料をいう。

21. 「[他の特殊核物質] とは、プルトニウムおよびウラン 235 を 20% 以上に濃縮したウラン、あるいはウラン 233 以外の特殊核物質をいう。]

22.「禁止核分裂性物質」とは、変形、化学的処理またはそれ以上の濃縮を行わずに核兵器の製造に使用できる核分裂性物質であって、未分離および未照射プルトニウムの混合同位体、ウラン 235 の含有率を 20%以上に高めた濃縮ウラン、ウラン 233 を含むものをいう。

23.「禁止核融合性物質」とは、変形、酸化還元およびさらなる濃縮を行わずに核兵器の製造に使用できる融合性物質をいう。

24.「禁止核物質」とは、あらゆる禁止核分裂性物質および禁止核融合性物質をいう。

25.「有意量」とは、核物質の概略の量であって、その量の場合は、加えられるすべての転換プロセスを考慮すると核爆発装置の製造の可能性が排除できないようなものをいう。

26.「核原料物質」とは、天然に存在する同位体混合物を内容とするウラン、同位体ウラン 235 の減損しているウラン、自然濃縮量を超えるリチウム、重水素、ヘリウム 3、または、金属、合金、化合物もしくは凝縮物の形態にある前記のすべてをいう。

27.「特殊核分裂性物質」とは、核兵器の製造に使用できる核分裂性物質をいう。

28.「特殊核融合性物質」とは、核兵器の製造に使用できるすべての核融合性物質をいい、重水素、トリチウム、ヘリウム 3 およびリチウム 6 が含まれる。

29.「特殊核物質」とは、すべての特殊核分裂性物質またはすべての特殊核融合性物質をいう。

E. 核施設

30.「核施設」とは、核物質の研究、実験、生産、抽出、濃縮、処理、再処理もしくは貯蔵のためのすべての施設、核エネルギーを生産するためのすべての施設、核兵器もしくは核兵器構成部分の研究、開発、実験、生産、貯蔵、組立て、分解、維持、改造、配備もしくは運搬のためのすべての施設、または技術事務局により核施設と認められるすべての施設をいう。「核施設」の語には、この条 31 ないし 42 に掲げるものが含まれる [ただしこれに限るものではない]。

31.「指揮、管制または通信施設」とは、[核兵器もしくは核兵器運搬手段を発射し、標的を指示し、誘導もしくは爆発させる目的のために設計されもしくは使用されるすべての施設、またはこのいずれかの目的を援助もしくは支援するために設計もしくは使用されるすべての施設をいう。]

32.「配備サイト」とは、核兵器配備中の、もしくはこれまで配備されてきた場所、または核兵器配備のための装置をもつ場所をいう。

33.「核濃縮施設」とは、天然ウラン中の同位体ウラン 235 の存在比を増大させる能力をもつ施設をいう。

34.「核物質貯蔵施設」とは、核物質の一時的または長期的貯蔵のための施設をいう。

35.「原子炉」とは、制御された自己持続的な核分裂連鎖反応を維持できるすべての施設、または制御された核分裂連鎖が外部の中性子発生源により維持されるすべての施設をいう。

36.「核再処理施設」とは、照射済核物質と核分裂生成物とをすべてまたは一部を分離するための施設をいい、施設の前処理部門や関連する貯蔵、分析部門を含む。

37. 「核兵器廃棄施設」とは、核兵器を分解もしくは破壊し、または永久不作用にするためのすべての施設をいう。

38. 「核兵器施設」とは、核兵器または表 1 もしくは表 2 の核兵器構成部分の設計、研究、実験、生産、貯蔵、組み立て、維持、改造、配備、運搬、指揮または管制のためのすべての施設をいう。

39. 「核兵器生産施設」とは、軍事目的に使用される、または使用される物質を生産する核施設をいい、原子炉、原子炉で照射した核物質の処理工場、核物質の同位体分離工場、核物質の処理もしくは成型の工場、核兵器部分の建造もしくは組立工場、または技術事務局により核兵器生産施設とみなされる他のタイプの施設もしくは工場を含む。

40. 「核兵器研究施設」とは、核兵器の研究、開発、実験またはコンピュータ・シミュレーションを実施する施設をいう。

41. 「核兵器貯蔵施設」とは、核兵器貯蔵のための施設をいうが、配備サイトに所在する施設は含まれない。

42. 「核兵器実験施設」とは、核兵器の実験を実施するための施設またはそのために準備された作業サイトをいう。

F. 核活動

43. 「核活動」とは、次のものをいう。

- a. 原子炉またはその構成部分の建造または使用
- b. 核兵器の生産、使用または使用の威嚇
- c. 核エネルギーまたは核兵器の研究、開発または実験
- d. 核物質の生産、分離、処理または操作
- e. 核兵器の解体、無能力化または廃棄
- f. 原子炉または原子力発電所に対する廃止措置
- g. 食料、農業、医療、工業、地質学またはその他の産業過程における放射線および同位元素の応用

h. 次にあげる活動、または機関によって核活動とみなされる活動

44. 「転換」とは、この条約によって禁止されていない使用法への改造をいう。

45. 「警戒態勢の解除」とは、警報即発射の警戒態勢または攻撃即発射 (launch-under-attack) の警戒態勢を解除する (たとえば、発射キ一起動装置の取外しまたは核兵器運搬手段からの核弾頭の分離その他の手段による) ことにより、核兵器の警戒態勢を低減させることをいう。

46. 「核兵器の配備」とは、核兵器の使用を可能にするため、次のいずれかの方法で核兵器を準備し、または保持することをいう。

- a. 核兵器を運搬システム内に配置し、またはその付近に配置すること
- b. 核兵器を目標に向けて運搬するために適切な地点に移動し、またはその地点で保持すること

47. 「廃棄」とは、核兵器に関して、この条約の規定に従って、弾頭を運搬手段から取外し、弾頭およびその構成部分を解体しおよび不可逆的に無能力化すること、ならびに運搬手段を解体しおよび無能力化しまたは非核兵器用に転換することをいう。

48. 「無能力化」とは次のことをいう。

a. 核兵器に関して、信管および着火装置を解除または取り外すなどの方法で兵器を爆発不能にすること

b. プルトニウム・ピットに関して、変形、冷却、圧搾、希釈、高放射性廃棄物との混合、ガラス固化および処分、ならびに核転換その他の手段で核兵器での使用を不能にすること

c. 核兵器の指揮および管制システムに関して、かかるシステムを核兵器運搬手段発射の開始または指揮につき無能力化すること

d. 核兵器運搬手段に関して、不可欠な構成部分を取り外しおよび発射施設からの運搬手段の取外しなどの手段を含め、運搬手段を核兵器の発射ができないようにすること

49. 「分解」または「解体」とは次のことをいう。

a. 核兵器に関して、弾頭を取り外し、ならびに部分集合体、構成部分および個々の部分を取り外すこと

b. 核兵器運搬手段に関して、弾頭、推進部分および誘導部分など不可欠の構成部分を分離すること

50. 「不活性化」とは、たとえば、核物質の分離を技術的に困難とするために、高放射性同位元素を混合させ、他の物質と鑄型に流し込むことにより、照射せずに核物質を兵器に利用できない形態にする過程をいう。不活性化には、セラミックに核物質を流し込むガラス固化を含む。

51. 「核軍縮研究」とは、この条約の目的を進展させるための研究をいう。

52. 「核兵器研究」とは、核兵器の理解、開発、改良、実験、生産、配備または使用を目指して、主として、現象や観測できる事実について一般に知られている情報を超える新しい知識を獲得するためになされる実験的または理論的作業をいう。

53. 「核実験」とは、核爆発状態での核物質、核弾頭、核兵器またはその構成部分の振る舞いをシミュレートする目的で行う核爆発、コンピュータ・シミュレーション、流体力学実験、流体核実験、および核物質を使用する未臨界実験をいう。

54. 「再処理」とは、全体的または部分的に、照射済核物質と核分裂生成物を分離することをいう。

55. 「核兵器の使用の威嚇」とは、実行によるかまたは口頭による行為であって、核兵器が使用されうるかもしくは使用されると知覚させる、または知覚させることを意図する、事前に言明された政策の維持を伴うものをいう。

56. 「ウラン濃縮」とは、原子炉燃料または核兵器としてウランが使用できるように、ウラン 235 同位体の比率を高める処理をいう。

57. 「核兵器の使用」とは、核兵器の爆発をいう。

G. 検証

58. 「検証」とは、この条約の遵守および実施を確保するための包括的制度をいう。検証措置には、申告、監視、情報の共有に関する協定、協議および説明、現地査察、信頼醸成措置、通報および保護、予防的管理ならびに機関が必要と認める他の措置による、核兵器、核物質、核施設および核兵器運搬手段に関する情報（情報庫、データベースおよび輸送体制における情報を含む）の取得、提供および保証が含まれる。

59. 「検証の権利の濫用」とは、検証活動によって、この条約の検証または実施および遵守に関係しない目的のために情報を取得すること、または取得を企図することをいう。

60. 「信頼醸成措置」とは、条約遵守の信頼感を高めるため、要請されている以上の情報を技術事務局または他の締約国に提供する、締約国による自発的措置をいう。これには監視および情報共有に関する締約国間の2国間または多国間協定が含まれる。

61. 「二重許可による接近」とは、核兵器、核物質または核施設への接近につき、1締約国、および他の1締約国または機関の許可を必要とするものをいう。

62. 「再構成」とは、過去の核物質の生産に関し、ただちには入手できない資料を作成または再作成するために、科学に基づき誠実に努力することをいう。再構成措置には、過去の資料記録の収集および検討、生産能力の分析および核物質生産量の範囲評価、ならびに検討対象とされる核施設操業の知識をもつ個人への面接調査が含まれる。

63. 「予防的管理」とは、核物質および核施設が、この条約の禁止する軍事的その他の目的に使用されないことを確保するために機関がとる措置をいう。

a. 予防的管理の目標には次のものを含む。

i. 核物質が核兵器に組み立てられる以前における対応を可能とするために、核物質の転換を適時に探知すること

ii. 探知の可能性をもって秘密活動を抑止すること

iii. 物理的安全保護手続をとることと国の接近を二重許可による接近とすることにより転換を抑止すること

b. 予防的管理には、国際原子力機関（IAEA）による保障措置（92+3プログラムのすべての規定を含む）、欧州原子力共同体（EURATOM）による保障措置、アルゼンチン・ブラジル核物質計量管理機関（ABACC）による保障措置または他の組織による保障措置、国家間の協定、および国家と機関との協定を含む。

c. 予防的管理は、すべての核兵器、核物質および核施設に適用される。制限、説明責任および接近可能性の程度は、この条約の目的に対して核兵器、核物質または核施設が及ぼす危険性に従って異なる。予防的管理は、次の措置を含むことができる。

i. あらゆる形態での核物質の計量と監視

ii. あらゆる形態での特殊核物質の封じ込め

iii. 核物質の輸送、処理、操作、貯蔵および処分のためのガイドライン

iv. 環境ガイドライン

v. すべての核兵器施設および禁止核物質の核貯蔵施設に関する二重許可接近協定

64. 「技術手段」とは、この条約の検証に関連する情報の独立した収集または分析であって、被査察領域への物理的接近を伴わないものをいう。

65. 「国内の技術手段」とは、国が所有しかつ運用する科学技術および技術であって、条約義務の遵守を含む他国の活動を監視するために用いられるものをいう。[国内の技術手段には、人工衛星、航空機、遠隔監視、信号情報（SIGINT）および公開情報が含まれる。]

66. 「オープン・スカイ」とは、締約国が実施する他の締約国領域上空の監視飛行のための制度をいう。

H. 運搬手段

67. 「核兵器運搬手段」とは、核兵器運搬用に設計された、または核兵器を運搬可能なすべての運搬手段をいう。兵器運搬の目的で製造され、開発され、飛行試験され、または配備されているすべての核兵器運搬手段は、核兵器運搬手段とみなされる。

68. 「弾道ミサイル」とは、次のミサイルをいう。

a. 単一のまたは複数の段階で構成され、飛行経路の全部または一部において作動する内部ロケットエンジンのみを推進手段とし、

b. 動力を用いない残りの飛行経路部分において弾道軌跡に従い、かつ、

c. 空気力学的効果を生じる可動式の表面を有しないもの。

69. 「空対地弾道ミサイル」（ASBM）とは、航空機から発射する目的で航空機の内部または外装部に格納された弾道ミサイルをいう。

70. 「地上発射弾道ミサイル」（GLBM）とは、兵器運搬手段である地上発射弾道ミサイルをいう。

71. 「大陸間弾道弾」（ICBM）とは、5500 キロメートル以上の射程をもつ地上発射弾道ミサイルをいう。

72. 「潜水艦 [海洋] 発射弾道ミサイル」（SLBM）とは、潜水艦または他の軍艦から発射するよう設計された弾道ミサイルをいう。

73. 「巡航ミサイル」とは、飛行経路の大部分を空気力学的揚力を利用して持続的に飛行する、無人の自己推進の兵器運搬手段をいう。巡航ミサイルには次のものが含まれる。

a. 空中発射巡航ミサイル（ALCM）

b. 地上発射巡航ミサイル（GLCM）

c. 海洋発射巡航ミサイル（SLCM）

74. 「中距離ミサイル」とは、その射程が 1000 キロメートルを「超える」が 5500 キロメートルを越えない弾道ミサイルまたは巡航ミサイルをいう。

75. 「短距離ミサイル」とは、その射程が 500 キロメートルと同等またはこれを超えるが、1000 キロメートルを超えない弾道ミサイルまたは巡航ミサイルをいう。

76. 「爆撃機」とは、爆弾または空対地ミサイルを装備するように最初から設計された、

または後にそのように改造された航空機をいう。

77. 「重爆撃機」とは、次のいずれかの基準を満たす爆撃機をいう。

- a. その航続距離が 8000 キロメートルを超える
- b. 長距離 ALCM を装備する

78. 運搬手段に関する「核能力」とは、核兵器を運搬し、かつ起動させる能力をいう。

79. 「核能力ミサイル」とは、搭載物を 300 キロメートルを超えて運搬できるミサイルをいう。

80. 「核能力潜水艦」には、弾道ミサイル潜水艦、巡航ミサイル潜水艦および核兵器を運搬できる攻撃型潜水艦を含む。

第3条 申告

A. 核兵器

締約国は、この条約が自国について効力を生じた後 [30] 日以内に、検証附属書に規定された基準および指針に従って、登録簿に対して申告を行うものとし、当該申告において、

1. 自国が核兵器を所有するか否か、もしくは占有するか否か、所有したことがあるか否か、もしくは占有したことがあるか否か、または自国の管轄もしくは管理の下にある場所に核兵器が存在するか否かを申告する。

2. 自国が所有もしくは占有する核兵器、または自国の管轄もしくは管理の下にある場所に存在する核兵器の正確な所在地、総量および詳細な目録を明示する。

3. この条約の締約国であるか否かを問わず、当該他の国が所有もしくは占有する核兵器であって、または他の国の管轄または管理の下にある核兵器であって、自国の領域内にあるものを報告する。

4. 自国が直接または間接に核兵器を移譲したか否かまたは受領したか否かを申告し、および核兵器の移譲または受領について明示する。

5. 自国が所有もしくは占有する核兵器、または自国の管轄もしくは管理の下にある場所に存在する核兵器の廃棄のための全般的な計画を提出する。

B. 核物質

締約国は、検証附属書に規定された基準および指針に従って、登録簿に対して申告を行うものとし、当該申告において、

6. この条約が自国について効力を生じた後 [60] 日以内に、民生用または軍事用の使用の意図を問わず、自国が所有もしくは占有する特殊核物質、または自国の管轄もしくは管理の下に存在する特殊核物質の目録を申告する。

7. この条約が自国について効力を生じた後 [90] 日以内に、民生用または軍事用の使用の意図を問わず、自国が所有もしくは占有するその他の核物質、または自国の管轄または管理の下に存在するその他の核物質の目録を申告する。

8. この条約が自国について効力を生じた後 [120] 日以内に、紛失した資料および不確実さの程度の評価ならびにそのような資料の再構成のための計画を含め、過去に生産され

た核物質に関する資料の利用可能性についての報告を提出する。

C. 核施設

締約国は、この条約が自国について効力を生じた後 [180] 日以内に、検証附属書に規定された基準および指針に従って、登録簿に対して申告を行うものとし、当該申告において、

9. 核兵器施設に関し、

a. いずれかの時に、自国が核兵器施設を所有しもしくは占有するか否かもしくは所有しもしくは占有していたか否か、または自国の管轄もしくは管理の下にある場所に核兵器施設が存在するか否かもしくは存在していたか否かを申告する。

b. いずれかの時に、自国が所有しもしくは占有しもしくは所有していたもしくは占有していた核兵器施設、または自国の管轄もしくは管理の下にある場所に存在しもしくは存在していた核兵器施設を申告する。

c. いずれかの時に、他の国が所有しもしくは占有している、または所有していたもしくは占有していた核兵器施設であって自国の領域内にあるもの、および他の国の管轄もしくは管理の下にある場所に存在するまたは存在していた核兵器施設であって自国の領域内にあるものを申告する。

d. 前記 a、b または c に従って報告されたすべての施設の正確な所在地ならびに生産および貯蔵能力を申告する。

e. 直接または間接に、核兵器の生産のための設備を移譲したか否か、または受領したか否かを申告し、これに関する詳細な説明を提出する。

f. 前記 a、b または c に従って報告された施設の閉鎖のためにとるべき措置を明示する。

g. 前記 a、b または c に従って報告されたすべての施設の核兵器廃棄施設への転換のための全般的な計画を提出する。

10. その他の核施設に関し、自国が所有しもしくは占有する核施設または自国の管轄もしくは管理の下にある場所に存在する核施設の正確な所在地ならびに活動の性質および範囲を申告する。この申告には、特に、実験施設および試験評価場、ならびになんらかの種類の核活動が行われているかもしくは行われていた他の施設、サイトもしくは基地、またはこの活動の実施に適切な施設、サイトもしくは基地を含める。

D. 運搬手段

締約国は、この条約が自国について効力を生じた後 [210] 日以内に、検証附属書に規定された基準および指針に従って、登録簿に対して申告を行うものとし、当該申告において、

11. 生産し、貯蔵しまたは修理しているものを含めすべての核能力をもつ弾道ミサイルおよび巡航ミサイルの数および所在地を申告する。

12. 生産し、貯蔵しまたは修理しているものを含めすべての核能力をもつ潜水艦、軍艦および航空機の数および所在地を申告する。

第4条 実施の諸段階

A. 一般的要件

1. 各段階は、特定の実施活動の完了のための最終期限を示す。いずれの段階も、いずれかの時に開始することができ、開始前に前の段階の完了を必要とするものではない。

2. 実施活動は、検証附属書に従って遂行される。

B. 最終期限の延長

3. 締約国が、最終期限内に、第1段階のいずれかの義務を完了することができない場合には、執行理事会に対して延長を求める要請を提出することができる。この要請は、少なくとも最終期限の〔4〕カ月前に提出しなければならない。延長は〔6〕カ月を越えてはならない。

4. 締約国が、最終期限内に、第2段階のいずれかの義務を完了することができない場合には、執行理事会に対して延長を求める要請を提出することができる。この要請は、少なくとも最終期限の〔6〕カ月前に提出しなければならない。延長は〔1〕年を越えてはならない。

5. 締約国が、最終期限内に、第3、第4または第5段階のいずれかの義務を完了することができない場合には、執行理事会に対して最終期限の延長を求める要請を提出することができる。この要請は、少なくとも各段階の最終期限の〔1〕年前に提出しなければならない。延長は〔1〕年を越えてはならない。

C. 延長に際しての相互主義

6. 締約国が最終期限の延長を求める要請を提出する場合には、他の締約国は、最初の締約国の要請の〔1カ月〕以内に、同様の延長を要請することができる。

D. 諸段階

7. 第1段階。この条約の発効後〔1年〕以内に、次のことを行う。

a. すべての締約国は、第3条の要件を遵守する

b. すべての核兵器運搬手段の目標座標および航行情報を除去する

c. すべての核兵器および核兵器運搬手段は、警戒態勢を解除し、かつ無能力化する

d. 核活動に関する附属書の表1に列挙された活動は、終了する

e. 核兵器構成部分および装置に関する附属書の表1および2に列挙された核兵器構成部分および装置の生産は、終了する

f. すべての核実験施設、核兵器研究施設および核兵器生産施設は、廃止措置をとりかつ閉鎖するよう、または転換するように指示する

g. 禁止核物質の生産は、免除量を除き、終了する

h. この条約の目的および義務に合致しないいかなる種類の核兵器研究〔への資金提供〕も、終了する

i. この条約のすべての義務の実施計画を機関に提出する

8. 第2段階。この条約の発効後〔2〕年以内に、次のことを行う。

- a. すべての核兵器および核兵器運搬手段は、配備サイトから撤去する
- b. すべての核弾頭は、運搬手段から取り外し、かつ核兵器貯蔵施設に置くかまたは解体する
- c. すべての核兵器、核物質および核施設を予防的管理下に置くための協定につき交渉する

9. 第3段階。この条約の発効後〔5〕年以内に、次のことを行う。

- a. すべての核兵器は、解体する。
- b. 核兵器は、次のものを除き、すべて廃棄する。
 - i. ロシアおよび合衆国でそれぞれ貯蔵された〔1000〕個を超えない弾頭
 - ii. 中国、フランスおよび連合王国でそれぞれ貯蔵された〔100〕個を超えない弾頭
- c. すべての核兵器運搬手段は、廃棄するかまたはこの条約によって禁止されていない目的のために転換する。
- d. すべての核兵器施設は、廃止措置をとり、かつ閉鎖するよう、または転換するよう指示する。

10. 第4段階。この条約の発効後〔10〕年以内に、次のことを行う。

- a. 核兵器は、次のものを除き、すべて廃棄する。
 - i. ロシアおよび合衆国でそれぞれ貯蔵された〔50〕個を超えない弾頭
 - ii. 中国、フランスおよび連合王国でそれぞれ貯蔵された〔10〕個を超えない弾頭
- b. 高濃縮ウランを使用するすべての原子炉は、閉鎖しまたは低濃縮ウランの使用に転換する。
- c. [燃料としてプルトニウムを使用するすべての原子炉は、閉鎖しまたは特殊核物質を使用しない原子炉に転換する。]
- d. いかなる形態の特殊核物質も、嚴重、効果的かつ全面的な予防的管理の下に置く。

11. 第5段階。この条約の発効後〔15〕年以内に、次のことを行う。

- a. すべての核兵器は、廃棄する
- b. [機関の権限および任務は、この条約の目的を遂行するに際してその役割を保持するために、再検討しおよび調整する]

E. 特別規定

12. 執行理事会は、核能力国が、少量の核兵器および禁止核物質を一時的に保有するための特別規定を作成することができる。

13. この特別規定の基準を満たす国は、この条に規定する要件、指針および段階に従う。当該国は、他の締約国に先行してこの条約の規定を実施することが期待されるものではなく、かつ各段階の要件を免除されるものではない。

第5条 検証

A. 検証体制の構成要素

この条約の遵守について検証するために、次のものからなる検証体制を設ける。

1. 国家、国際連合の内部機関および現存する機関の間における資料および検証活動の共有に関する協定

2. 登録簿
3. 国際監視制度
4. 国内の技術手段による収集情報の報告
5. オープン・スカイ
6. 予防的管理
7. 協議および説明
8. 現地査察（申立てによる査察を含む）
9. 信頼醸成措置（追加的な自発的措置を含む）
10. 市民および非政府組織による報告およびその保護
11. 機関が必要と認めるその他の措置

B. 検証の対象となる活動、施設および物質

12. 特に、第1条（一般的義務）、第3条（申告）および第4条D（諸段階）に定める締約国および人の義務は、この条約および検証附属書の関係規定に従い、検証の対象とする。

C. 検証に関する権利および義務

13. 検証活動については、客観的な情報に基づくものとし、この条約の対象である事項に限定し、ならびに締約国の主権を十分に尊重することを基礎としてならびにできるかぎり干渉の程度が低く、かつ、当該検証活動の目的の効果的なおよび適時の遂行に合致する方法で実施する。締約国は、検証についての権利の濫用を差し控える。

14. 締約国は、この条約の遵守についての検証を容易にするために、この条約に従って、第6条（国内の実施措置）の規定に従って設置する国内当局を通して特に次のことによつて機関、他の締約国、ならびにこの条約および個別の協定に規定される他の機関と協力することを約束する。

a. 当該検証のための措置に参加するために必要な施設を設置し、または既存の施設に対して必要な修正を加え、および通信手段を設置すること

b. 技術手段および国家間の合意に従い国際監視制度の一部を成す国内の制度が得た関連資料を提供すること

c. 必要な場合には協議および説明の手続に参加すること

d. 現地査察の実施を認めること

e. 信頼醸成措置に参加すること

f. できるかぎり、国内の技術手段の構成要素を国際化し、および国際監視制度に編入すること

15. 締約国は、この条約に関係しない秘密の情報および資料の開示を防止するための措置であつて、この条約の規定に違反しない措置をとる権利を有する。

16. 機関がこの条約によつて設けられた検証制度を通じて得た情報については、15の規

定に従うことを条件として、この条約の関連規定に従ってすべての締約国が利用することができる。

17. この条約は、この条約が禁止しない科学的な目的のために行われる資料の国際的な交換を制限するものと解してはならない。

18. 締約国は、検証制度を改善しおよび追加的な監視技術を検討することについて機関および他の締約国と協力することを約束する。そのような特定の措置は、合意される場合には、本条約の改正もしくは附属書の修正として含められ、または適切な場合には、技術事務局の運用手引書に反映される。

D. 信頼醸成措置

19. 締約国は、次のことのため、この条約において明示的に求められる措置に追加されるさまざまな措置を実施するにあたり、機関および他の締約国と協力することを約束する。

- a. この条約に基づく義務の遵守に関していっそうの信頼を発展させること
- b. 国際監視制度が詳細な情報を収集することについて援助すること

E. 他の検証取極との関係

20. 技術事務局は、第 14 条（協力、遵守および紛争解決）3 の規定および第 18 条 A（他の国際協定との関係）2 の規定に従って、協力的検証取極を結ぶことができる。

21. この条約のいかなる規定も、アメリカ合衆国とロシア連邦との間の戦略攻撃兵器の削減および制限に関する諸条約、ならびに、アメリカ合衆国とロシア連邦との間の中射程および短射程のミサイルの廃棄に関する条約（INF）におけるいずれかの国が約束した検証取極を限定し、または軽減するものと解してはならない。

22. この条約のいかなる規定も、核エネルギーの排他的な平和利用に関する協定に基づきアルゼンチンおよびブラジルが約束した検証取極を限定し、または軽減するものと解してはならない。

23. この条約のいかなる規定も、包括的核実験禁止条約に基づきまたは国際原子力機関との保障措置協定および追加議定書協定に基づき [または兵器用核分裂性物質生産禁止条約に基づき] 各国が約束した検証取極を限定し、または軽減するものと解してはならない。

F. 実施

24. この条約の発効前において、署名国が、個別にまたは他の国と合意して、自国に適用されるこの条約の検証措置を実施することは妨げられない。この措置には、第 3 条が規定する公的な申告、2 国間または多国間における核兵器の削減を検証する目的での他国との交渉、ならびに、核兵器の廃棄、特殊核物質の処分および核兵器施設または核兵器運搬手段の廃棄または転換のための計画の検証を含む。

25. 24 の規定に従ってとられる検証措置には、検証活動（第 6 条（国内の実施措置）の規定に従って国内の実施計画を発展させることの援助を含む）を監視する目的での暫定当局の設置を含む。

第6条 国内の実施措置

A. 立法による実施

1. 締約国は、自国の憲法上の手続に従い、この条約に基づく義務を履行するために必要な立法措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

a. 第1条Bの規定に定める犯罪を行った人の裁判、引渡しおよび処罰について、第7条Aの規定に従って定める罰則法令を適用すること

b. 第7条Cの規定に従って、この条約の違反を通報する人に対して、必要なすべての法的保護を与えること

2. 締約国は、この条1の規定に基づく義務を履行するため、他の締約国と協力し、法律上の援助を与える。

3. 締約国は、この条約に基づく自国の義務を履行するにあたっては、あらゆる人々の安全を確保しおよび環境を保護することをもっとも優先させるものとし、適当な場合にはこの点に関して他の締約国と協力する。

B. 締約国と機関との関係

4. 締約国は、この条約に基づく自国の義務を履行するため、機関および他の締約国との効果的な連絡のための国内の連絡先となる国内当局を指定し、または設置する。締約国は、この条約が自国について効力を生ずる時に、自国の国内当局を機関に通報する。国内当局の責務には、次のものを含む。

a. 登録簿に対する申告の準備および提出

b. この条約の執行を容易にするための新規の法令の制定または既存の法令の審査

c. 査察の受入れの準備（特に査察員のリストの承認を含む）、査察員のための複数入国査証の発給、航空機の着陸許可の付与および出入国地点の指定

5. 締約国は、この条約を実施するためにとる立法措置および行政措置を機関に通報する。

6. 締約国は、機関のすべての任務の遂行にあたって機関に協力すること、および特に技術事務局に対する援助を提供することを約束する。これには、機関が自ら開始することのできる調査を実施する際の協力、ならびに違反国の調査およびこの条約の違反の結果として危険にさらされる関係当事者につき援助し、または支援することを含む。

7. 締約国は、この条約の要請に関する情報を普及し、およびこの条約上の義務に関して関連要員を訓練するにあたり、この情報が含まれることを確保する。

8. 締約国は、自国の国内の技術手段が収集した関連情報を国際監視制度に伝達する。

C. 秘密情報

9. 締約国は、機関から秘密のものとして受領する情報および資料を秘密情報として取り扱い、および特別の取扱いを行う。この秘密情報には、この条約において禁止されない目的のために使用される資料と、両用の運搬手段、構成部分およびコンピュータのための国および軍の技術とを含む。

D. 他の取極において約束されまたは要請される措置の実施との関係

10. この条約のいかなる規定も、包括的核実験禁止条約、国際原子力機関の保障措置協定、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約、[兵器用核分裂性物質生産禁止条約]および国際連合安全保障理事会決議第 1540 号において約束されまたは要請される国内の実施措置を限定し、または軽減するものと解してはならない。

第 7 条 人の権利および義務

A. 刑事手続

1. この条約上の犯罪を行った容疑者が締約国の管轄権内にあり、かつこの容疑者が当該国の国民または居住者である場合には、当該容疑者は次のいずれかの処遇を受ける。

a. 当該国内で発見されたとき、当該国の法的手続に従い裁判を受ける

b. 当該犯罪が国際刑事裁判所の管轄に属し、かつ当該国が適正な刑事手続をとる意思または能力が欠如しているときは、国際刑事裁判所に引き渡される

2. 容疑者は、他の締約国内で発見された場合には、次のいずれかの処遇を受ける。

a. 当該国内で裁判を受ける

b. 当該犯罪が行われたことにつき管轄権を有する国に引き渡される

c. 当該犯罪が、国際刑事裁判所の管轄に属する場合であって、かつ当該国が適正な刑事手続をとる意思または能力が欠如しているときは、国際刑事裁判所に引き渡される

3. この条約上の犯罪の容疑者は、有罪とされるまでは無実と推定され、かつ、国際慣習法の地位を得ている市民的及び政治的権利に関する国際人権規約ならびにその他の条約および協定に規定される公正な裁判を受ける権利、および人道的取扱いを受ける権利を有する。

B. 条約違反を報告する責任

4. 人は、この条約の違反行為を機関に報告するものとする。この責任は、国の安全保障に関する法令または雇用契約に基づく、情報を開示しない義務に優先する。

5. [前項に基づき機関が受領した情報は、正式の告発がなされるまで、秘密情報とされる。ただし、調査目的に必要な範囲においてはこの限りではない。]

C. 情報を提供する人に対する保護

国内における保護

6. 何人も、人または締約国によるこの条約に対する違反の疑いを報告する者は、完全な市民的および政治的権利（身体の自由および安全に対する権利を含む）を保障される。

7. 締約国は、この条約に対する違反の疑いを報告する人が、権利を制限されまたは特権を奪われる結果とならないことを確保するため、あらゆる必要な措置をとる。

8. 機関または国内当局に対して、[誠実に] この条約に対する既知の違反または違反の疑いに関する情報を提供するいかなる個人も、そのことを理由に逮捕され、訴追され、または裁判にかけられることはない。

9. 使用者が、被傭者または被傭希望者を、この条約に違反すると疑われる行為に反対

し、当該違反を機関または国内当局に報告し、またはこの条約に基づく調査もしくは手続において証言し、助力もしくは参加することを理由に差別することは、違法な雇用行為である。

10. 何人も、この条約に対する違反の疑いに関して機関に提供した情報を理由に、国家による決定が言い渡される者は、当該決定が通知された後 […] カ月以内に、当該決定の再審を機関に対して求めることができる。機関による決定は終局的なものである。

国家間における保護

11. 何人も、この条約に対する違反を機関に報告する者は、機関およびすべての締約国により保護を与えられる。この保護は、自然人については、その者が恒常的または一時的に所在する締約国内でその者の安全または保安が危険にさらされている場合には、他のすべての締約国における庇護の権利を含む。

付則

12. [執行理事会は、この条約の違反に関する重要な情報を機関に提供する人に対して、金銭的報酬を与えることを決定することができる。]

13. この条約の違反を犯したことを、機関が他の情報源から当該違反に関する情報を受け取る前に自発的に機関に対して自白する者は、処罰を免除されることができる。そのような免除を与えるべきか否かを決定する際には、機関は、当該違反の重大性を考慮し、違反による結果がまだ発生していないか否か、または当該自白がなされたことにより結果を取り消しうるか否かを考慮する。

第8条 機関

A. 総則

1. この条約の締約国は、この条約の趣旨および目的を達成し、この条約の規定（この条約の遵守の国際的な検証に関する規定を含む）の実施を確保し、ならびに締約国間の協議および協力のための場を提供するため、核兵器の禁止のための機関（以下「機関」という）を設立する。

2. すべての締約国は、機関の加盟国となる。締約国は、機関の加盟国としての地位を奪われることはない。

3. 機関の本部の所在地は、 [ここは空欄である] とする。

4. 機関の内部機関は、締約国会議、執行理事会および技術事務局とする。技術事務局は、登録簿および国際監視制度を監督する。

5. 機関は、できるかぎり干渉の程度が低く、かつ、検証活動の目的の適時かつ効果的な達成に合致する方法で、この条約に規定する検証活動を行う。機関は、この条約に基づく自己の責任を果たすために必要な情報および資料のみを要請する。機関は、この条約の実施を通じて知るにいたった非軍事上および軍事上の活動および施設に関する情報の秘密を保護するために、すべての措置をとるものとする。

6. 機関は、その検証活動を行うにあたり、科学および技術の進歩を利用するための措

置を検討する。

7. 機関の活動に要する費用は、第 16 条に定めるところにより、締約国が支払う。機関の予算は、運営費その他の費用に関連するもの、および検証の費用に関連するものの 2 の別個の項目から成る。

8. 機関に対する分担金の支払が延滞している機関の加盟国は、その未払の額が当該年に先立つ 2 年の間に当該加盟国から支払われるべきであった分担金の額に等しい場合、またはこれを超える場合には、機関において投票権を有しない。ただし、締約国会議は、支払の不履行が当該加盟国にとってやむを得ない事情によると認めるときは、当該加盟国に投票を許すことができる。

B. 締約国会議

構成、手続および意思決定

9. 締約国会議（以下「会議」という）は、機関のすべての加盟国により構成する。各加盟国は、会議において 1 人の代表を有するものとし、その代表は、代表代理および随員を伴うことができる。

10. 会議の第 1 回会期は、この条約が効力を生じた後 30 日以内に寄託者が招集する。

11. 会議は、別段の決定を行う場合を除くほか、毎年通常会期として会合する。

12. 会議の特別会期は、次のいずれかの場合に開催される。この場合において、d に規定する場合を除くほか、開催の要請において別段の明示がないかぎり、技術事務局の事務局長がその要請を受領した後 30 日以内に開催される。

a. 会議が決定する場合

b. 執行理事会が要請する場合

c. いずれかの加盟国が要請し、かつ、加盟国の 3 分の 1 が支持する場合

d. この条 22 の規定に従ってこの条約の運用について検討する場合

13. 会議は、また、第 17 条の規定に従って改正会議として開催される。

14. 会議の会期会合は、会議が別段の決定を行う場合を除くほか、機関の所在地で開催される。

15. 会議は、その手続規則を採択する。会議は、各通常会期の始めに、議長および他の必要な役員を選出する。これらの者は、次の通常会期において新たな議長および他の役員が選出されるまで在任する。

16. 会議の定足数は、機関の加盟国の過半数とする。

17. 機関の各加盟国は、会議において 1 の票を有する。

18. 会議は、出席しかつ投票する加盟国の単純多数による議決で手続事項についての決定を行う。実質事項についての決定は、できるかぎりコンセンサス方式によって行うべきである。決定にあたりコンセンサスが得られない場合には、議長は、いかなる投票も 24 時間延期し、この間にコンセンサスの達成を容易にするためのあらゆる努力を払い、当該 24 時間の終了の前に会議に対して報告する。当該 24 時間の終了の時にコンセンサスが得

られない場合には、会議は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出席しかつ投票する加盟国の3分の2以上の多数による議決で決定を行う。実質事項であるか否かについて問題が生ずる場合には、会議が実質事項についての決定に必要な多数による議決で別段の決定を行わないかぎり、実質事項として取り扱う。

権限および任務

19. 会議は、機関の主要な内部機関であり、この条約の範囲内のいかなる問題または事項（執行理事会および技術事務局の権限および任務に関するものを含む）も検討する。会議は、締約国が提起しまたは執行理事会が注意を喚起するこの条約に関するいかなる問題または事項についても、勧告および決定を行うことができる。

20. 会議は、この条約の実施を監督し、ならびにその趣旨および目的を推進するために行動する。会議は、この条約の遵守状況を検討する。会議は、執行理事会および技術事務局の活動も監督するものとし、この条約に従いこれらのいずれの内部機関に対してもその任務の遂行に関し指針を与えることができる。

21. 会議は、次のことを行う。

a. 執行理事会が提出する機関の報告、計画および予算を通常会期において検討しおよび採択しならびに他の報告を検討すること

b. この条7の規定に従って締約国が支払う分担金の率について決定すること。

c. 執行理事会の理事国を選出すること

d. 技術事務局の事務局長（以下「事務局長」という）を任命すること

e. 執行理事会が提出する執行理事会の手續規則を承認すること

f. この条約に従い、会議がその任務を遂行するために必要であると認める補助機関を設置すること

g. この条約の運用に影響を及ぼしうる科学および技術的發展を検討すること。このため、事務局長がその任務の遂行にあたり会議、執行理事会または締約国に対して、この条約に関係する科学および技術の分野について専門的な助言ができるようにするために、科学諮問委員会を設置することを事務局長に指示すること。科学諮問委員会は、会議が採択する付託事項に従って任命される独立した専門家で構成する。

h. 第14条（協力、遵守および紛争解決）の規定に従い、この条約の遵守を確保しならびにこの条約に違反する事態を是正しおよび改善するため、必要な措置をとること。

22. 会議は、この条約が効力を生じた後5年および10年が経過した後1年以内に、ならびに会議が決定する場合にはその期間内の他の時期に、この条約の運用について検討するため特別会期を開催する。その検討においては、関連する科学および技術的發展を考慮する。その後は、別段の決定が行われる場合を除くほか、同様の目的を有する会議の特別会期は、5年ごとに開催される。

C. 執行理事会

構成、手続および意思決定

23. 執行理事会は、44 の理事国により構成する。締約国は、輪番の原則に従い、執行理事会の任務を遂行する権利を有する。理事国は、4 年の任期で会議が選出する。その選出のために、附属書 3 により決定される地理的地域は、当該各地理的地域に属する締約国を指定する。衡平な地理的配分、核兵器国および核能力国が代表されることならびに核による惨事の脅威から解放されるというすべての国の利益に十分な考慮を払い、この条約が効果的に機能することを確保するため、執行理事会の構成を次のとおりとする。

- a. 核兵器国であるすべての締約国
- b. 6 の中東および南アジアの締約国
- c. 7 のラテンアメリカおよびカリブの締約国
- d. 6 の東欧の締約国
- e. 7 のアフリカの締約国
- f. 6 の北アメリカおよび西欧の締約国
- g. 6 の東南アジア、太平洋および極東の締約国

h. この条約の目的の実施につき特別の利害関係または専門的知識を有する締約国であって、必要がある場合に選出される 1 または 2 の締約国

24. 執行理事会の第 1 回の選挙においては、選出される理事国のうち 22 の理事国の任期を 2 年とし、残る 22 の理事国の任期を 4 年とする。

25. 会議は、自らの動議に基づきまたは執行理事会の理事国の過半数の要請に基づいて、この条 23 に規定する原則に関連する進展を考慮し、執行理事会の構成を再検討することができる。

26. 執行理事会は、その手続規則を作成し、承認のためにこれを会議に提出する。

27. 執行理事会は、その議長を理事国のなかから選出する。

28. 執行理事会は、通常会期として会合するほか、通常会期と通常会期との間においては、その権限および任務を遂行するための必要に応じて会合する。

29. 執行理事会の各理事国は、1 の票を有する。この条約に別段の定めがある場合を除き、執行理事会は、全理事国の 3 分の 2 以上の多数による議決によって実質事項についての決定を行う。実質事項であるか否かについて問題が生ずる場合には、執行理事会が実質事項についての決定に必要な多数による議決で別段の決定を行わないかぎり、実質事項として取り扱う。

権限および任務

30. 執行理事会は、機関の執行機関である。執行理事会は会議に対して責任を負う。執行理事会は、この条約によって与えられる権限および任務、ならびに会議によって委任される任務を遂行する。執行理事会は、これらを遂行するにあたり、会議の勧告、決定および指針に従って行動し、ならびにこれらの勧告、決定および指針の適切かつ継続的な実施

を確保する。

31. 執行理事会は、この条約の効果的な実施および遵守を促進する。執行理事会は、技術事務局の活動を監督し、各締約国の国内当局と協力し、ならびに締約国の要請に応じて締約国間の協議および協力を促進する。

32. 執行理事会は、次のことを行う。

a. 機関の計画案および予算案を検討し、会議に提出すること

b. この条約の実施に関する機関の報告案、執行理事会の活動に関する報告および執行理事会が必要と認める特別報告または会議が要請する場合には当該要請による特別報告を検討し、および会議に提出すること

c. 会議の会期のための準備（議題案の作成を含む）を行うこと

33. 執行理事会は、会議の特別会期の開催を要請することができる。

34. 執行理事会は、次のことを行う。

a. 会議が事前に承認することを条件として、機関に代わって国および国際機関と協定または取極を締結すること

b. 技術事務局が締約国と交渉する検証活動の実施に関する協定または取極を承認すること

35. 執行理事会は、その権限内の問題または事項であってこの条約およびその実施に影響を及ぼすいかなるもの（この条約の遵守についての懸念および違反を含む）も検討しならびに、適当な場合に、締約国に通報し、および一定期間内の遵守を要請すること。

36. 執行理事会は、さらに行動が必要であると認める場合には、特に、第 14 条に従って次の 1 または 2 以上の措置をとる。

a. すべての締約国に対し問題または事項を通報する

b. 問題または事項について会議の注意を喚起する

c. 事態を是正するためおよびこの条約の遵守を確保するための措置に関して、会議に対し勧告を行う

d. 執行理事会は、特に重大かつ緊急な場合には、問題または事項（それに関連する情報および判断を含む）につき、直接に、国際連合総会および国際連合安全保障理事会の注意を喚起する。執行理事会は、同時に、すべての締約国に対しこの措置を通報する。

D. 技術事務局

37. 技術事務局は、会議および執行理事会が任務を遂行するに当たり、会議および執行理事会を補佐する。技術事務局は、この条約に規定する検証措置を実施する。技術事務局は、この条約によって与えられるその他の任務ならびに会議および執行理事会によって委任される任務を遂行する。

38. この条約の検証および遵守に関して、技術事務局は、次のことを行う。

a. この条 F の規定に従い、登録簿およびその他の情報のデータベースを維持すること

- b. 国際監視制度の運用を維持し、および調整すること
 - c. 監視システムの設置および運用につき技術上の援助を提供し、かつ支援すること
 - d. 執行理事会が締約国間の協議および説明を容易にするに当たってこれを補佐すること
 - e. 現地査察の要請を受領しおよび処理し、執行理事会が当該要請を検討することを容易にし、現地査察の実施のための準備を行い、現地査察が行われている間技術上の支援を行いならびに執行理事会に報告すること
 - f. 執行理事会による承認を条件として、検証活動の実施に関する協定または取極につき締約国と交渉すること
 - g. この条約を実施するに当たり、技術上の援助および評価を締約国に対して提供すること
 - h. この条約に規定する検証に関するその他の事項につき、国内当局を通じて締約国を援助すること
39. 技術事務局は、検証に関する附属書に従い、執行理事会が承認することを条件として、検証制度の種々の構成要素の運用の指針とするための運用手引書を作成しおよび維持する。運用手引書は、この条約または附属書の不可分の一体をなさないものとし、技術事務局は、執行理事会が承認することを条件として、これを変更することができる。技術事務局は、運用手引書の変更を締約国に対して速やかに通報する。
40. 運営上の事項に関して、技術事務局は、次のことを行う。
- a. 機関の計画案および予算案を作成し、および執行理事会に提出すること
 - b. この条約の実施に関する機関の報告案および会議または執行理事会が要請する場合には他の報告を作成し、および執行理事会に提出すること
 - c. 会議、執行理事会および補助機関に対し、運営上および技術上の援助を行うこと
 - d. この条約の実施に関する事項につき、機関に代わり、締約国に対し通報しおよび締約国からの通報を受けること
 - e. 執行理事会および会議の承認に基づき、国際連合事務総長に対して機関の報告書を提出すること
41. 機関に対してなされる締約国からのすべての要請および通報は、当該締約国の国内当局を通じて事務局長に送付される。当該要請および通報は、国際連合の公用語のうちの一つによってなされるものとする。当該要請および通報に対応するにあたり、事務局長は当該要請または通報において使用された言語を使用する。
42. 技術事務局は、任務の遂行に関連して生じた問題（検証活動の実施に当たり、または秘密の情報源もしくは非政府系情報源を通じて知るにいたった、この条約の遵守についての疑義、あいまいな点または不確かな点であって、当該締約国との間の協議により解消することができなかったものを含む）を執行理事会に通報する。
43. 技術事務局は、技術事務局の長でありかつ首席行政官である事務局長、査察員およ

び科学要員、技術要員その他の必要な人員により構成する。

44. 査察部は、技術事務局のひとつの組織であり、事務局長の監督の下で行動する。

45. 事務局長は、執行理事会の勧告に基づき4年の任期で会議が任命する。その任期は1回に限り更新することができる。事務局長の任命は、この条18に規定する実質事項とみなされる。

46. 事務局長は、技術事務局の職員の任命、組織および任務の遂行につき会議および執行理事会に対して責任を負う。職員の雇用および勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、能力および誠実性を確保することの必要性に最大の考慮を払う。締約国の国民のみが、事務局長、査察員ならびに他の専門職員および事務職員となる。できるかぎり広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることについて、十分な考慮を払う。職員の採用に当たっては、技術事務局の責任を適切に遂行するために職員を必要な最少限度に保つという原則を指針とする。

47. 事務局長は、この条21のgに規定する科学諮問委員会の組織および任務について責任を負う。事務局長は、締約国および非政府系情報源と協議のうえ、個人の資格において職務を遂行する科学諮問委員会の委員を任命する。科学諮問委員会の委員は、この条約の実施に関連する特定の科学分野における専門的知識に基づいて任命される。事務局長は、また、適当な場合には、科学諮問委員会の委員と協議のうえ、特定の問題について勧告を行うための科学専門家の暫定的な作業部会を設置することができる。これに関連して、締約国および非政府組織は、事務局長に対して専門家の名簿を提出することができる。科学諮問委員会には、核研究またはその他の研究を審査することならびにその研究が、この条約によって禁止される性格のものであるのか、または核軍縮の検証に寄与しうる性格のものであるのかを決定することを要請することができる。

48. 事務局長および査察員その他の職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる政府からもまたは機関外のいかなるところからも、指示を求めまたは指示を受けてはならない。これらの者は、会議および執行理事会に対してのみ責任を有する国際公務員としての立場に影響を及ぼすおそれのある、いかなる行動も慎まなければならない。

49. 締約国は、事務局長および査察員その他の職員の責任のもっぱら国際的な性質を尊重するものとし、これらの者が責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしてはならない。

E. 特権および免除

50. 機関は、締約国の領域内またはその管轄もしくは管理の下にあるその他の場所において、機関の任務の遂行にとって必要な法律上の能力ならびに特権および免除を享受する。

51. 締約国の代表、その代表代理および随員、執行理事会に対して選出された理事会の代表、その代表代理および随員、ならびに事務局長および機関の職員は、機関に関連する自己の任務を独立して遂行するために必要な特権および免除を享受する。

52. この条に規定する法律上の能力、特権および免除は、機関と締約国との協定ならび

に機関とその本部が所在する国との協定で定める。

53. この条 50 および 51 の規定に関わらず、検証活動が行われている間事務局長および技術事務局の職員が享受する特権および免除については、検証附属書に定める。

F. 登録簿およびその他のデータベース

54. 技術事務局は、次のものについての登録簿を維持する。

- a. すべての核兵器
- b. すべての核物質
- c. すべての核施設
- d. すべての核兵器運搬手段
- e. 技術事務局が指定する他の施設または物質

55. 技術事務局は、次の情報源から情報を収集する。

- a. 第 3 条の規定に従って国が行う申告
- b. この条約の義務を実施する際に国が行う報告
- c. 国際監視制度
- d. 国内の技術手段
- e. 体系的な査察
- f. 申立てによる査察
- g. 第 18 条 A に従い機関が情報の共有に関する協定を締結した他の機関
- h. この情報を収集しおよび提出する他の政府間組織および非政府組織
- i. 一般に開示されている情報源
- j. 技術事務局が適当と認めるその他の情報源

56. 技術事務局は、国の安全および国際の安全についての正当な関心事項または通商上の機密事項を理由に秘密扱いとされる情報を除き、前記の情報源から得られた情報を登録簿が利用できるようにする。

57. 登録簿の情報は、すべての締約国に対して開示され、および [国家間の] 個別の協定が規定する基準に従って公衆に開示される。

G. 国際監視制度

58. 国際監視制度は、衛星、現地設置型のセンサー、遠隔監視型のセンサー、放射性核種の採取、その各通信手段、航空機および機関が必要と認めて発展させる他のシステムによって監視を行うための施設および装置から構成される。

59. 国際監視制度は、技術事務局の権限の下に置かれる。

60. 国際監視制度のすべての監視施設については、当該施設を受け入れまたはその他の方法によってこれについて責任を負う国が所有し運用する。ただし、他の機関もしくは国際連合が所有もしくは運用する装置もしくは施設または機関が、この条 64 の規定に従って設置もしくは取得する装置もしくは施設を除く。

61. 技術事務局は、国際監視制度が提供するデータを整理し分析するために必要な設備

を取得する。

62. 締約国は、自ら決定した場合に技術事務局との協定に基づいて、機関に対し監視施設を付与することができる。

63. 技術事務局は、監視装置または施設がこの条約上の国の義務を検証するために必要であると判断し、かつ、いかなる国もこの装置もしくは施設またはこれによって得られる情報を国際監視制度に対して提供する能力を有さず、または意思を有しない場合には、会議の同意に基づきかつ財政の指針に従って、当該装置または施設を設置しまたは他の方法で取得することができる。

64. 国は、データの国際的な交換に参加しおよび登録簿が利用しうるすべてのデータへのアクセスが認められる権利を有する。

65. 機関は、第 18 条 A の規定に従って、国際監視制度を利用する他の機関または組織との間で、この条約の検証に関してその国際的な監視制度を通じて得られる情報を共有することについて協定を締結する。

66. 国際監視制度が得たこの条約の検証と直接に関連しないデータは、当該情報が他の国際協定の検証に関連がある場合 [および当該情報の共有に関する協定が機関とその協定の実施に責任を負う組織との間に存在する場合] を除き、秘密扱いとする。

67. 国際監視制度によって得られたデータは、この条 57 の規定に従って、登録簿の一部として編集される前に、まず技術事務局が分析し、処理し、検証する。

第 9 条 核兵器

A. 一般的要件

1. すべての核兵器は [対応する運搬手段とともに]、第 3 条、第 4 条、検証附属書の指針および基準ならびに次の規定に従って、警戒態勢を解除し、無能力化し、配備から撤去し、申告しおよび廃棄する。

B. 核兵器を廃棄する手続

2. 締約国は、自国の所有するもしくは占有するすべての核兵器、または自国の管轄もしくは管理の下にあるすべての核兵器に関して、次の措置をとる。

a. すべての弾頭にはバーコードを付し、登録し、かつ確実な可視識別付箋を添付して特定する。

b. すべての核兵器は廃棄されるかまたは国際的な予防的管理の下にある核兵器貯蔵施設に移送される。もっぱら国のみによる保管場所へのアクセスは許されない。兵器は廃棄の目的でのみ核兵器貯蔵施設から移送することができる。

c. 新たに解体された弾頭から取り出したすべてのコア・エレメントは、冷却その他の方法で変形し、第 10 条（核物質）の指針および基準に従って、禁止核物質の処分までの間、国際的な予防的管理の下で貯蔵する。

C. 核兵器の生産の防止

3. すべての核 [兵器] 施設および配備サイトは、核兵器を開発し、生産しまたは配備

しないというこの条約上の義務の遵守を確保するために、検証（いずれかの時の申立てによる査察および秘匿弾頭の非破壊検査を含む）の対象となる。

第10条 核物質

A. 再構成および文書化

1. すべての軍用および民生用の核物質は、第3条（申告）および検証附属書に規定された指針および基準に従って、文書化しおよび申告する。

2. 特殊核物質

a. 過去に生産された特殊核物質の生産および使用の記録は、過去の記録の解析、情報開示を目的とする国内法令を含む透明化措置、面接調査および他の適当な手段によって、可能なかぎり再構成する。

b. すべての特殊核物質の貯蔵サイトおよび特殊核物質の生産に使用可能な関連施設は、検証附属書に規定される在庫量検証を含め、予防的管理の下に置かれる。

B. 特殊核物質の管理

3. 次のCに従うことを条件に、禁止核物質の生産および使用は禁止される。既存の特殊核物質の在庫は予防的管理の下に置き、次に規定される指針および基準、ならびに個別の検証協定に規定される指針および基準に従って、貯蔵しおよび処分する。

4. 核物質の質を特殊核物質のレベルに改良する処理、または特殊核物質への接近可能性を改良する処理は、免除量を除き、すべて禁止される。この処理は、特に使用済み燃料からのプルトニウムの分離、民生用のための必要最小限の基準を超えるかもしくは20%を超えるウラン235の濃縮、または重水からのトリチウムの抽出を含む。

5. 既存の特殊核物質の在庫のすべては、安全な最終処分の方法が見出だされかつ機関の承認を受けるまでは、予防的管理の下に置かれる。禁止核物質の操作は、条約の目的のために必要な取り扱いを除いては、すべて禁止される。

6. [特殊核分裂性物質の燃焼は、その燃焼によって核分裂性物質の正味量が減少する場合を除き禁止される。]

7. 特殊核物質の生産、研究および実験のための施設は、この条約の目的および義務と合致するような用途に転換される。このような施設の転換には、禁止核物質の非軍事化および処分の方法（プルトニウムの不活性化および最終処分を含む）の研究および開発が含まれる。

C. 許可要件

8. 機関は、禁止核物質の禁止されていない民生利用のための許可手続を確立する。

D. 他の国際協定との関係

9. この節のいかなる規定も、いずれかの国が国際原子力機関との保障措置協定および追加議定書協定[または兵器級分裂性物質生産禁止条約]において約束した検証取極を限定し、または軽減するものと解してはならない。

第 11 条 核施設

A. 核兵器施設

1. すべての核兵器生産施設は、この条約で禁止されている操業を停止し、および閉鎖しまたはこの条約で禁止されていない目的に転換する。

2. すべての核兵器実験施設は操業を停止し、かつ恒久的に閉鎖〔またはこの条約で禁止されていない目的に転換〕する。

3. すべての核兵器研究施設は、閉鎖し、またはこの条 4 に従う研究に転換する。

4. 核兵器の設計、近代化、建造、改良および信頼性維持を目的とする研究への資金提供は禁止される。核爆発の物理学的知識の開発を目的とする研究への資金提供は禁止される。既存の核兵器の安全機能の研究への資金提供は、すべての核兵器が解体されるまでの間にかぎり許される。核兵器の解体および廃棄の安全性を目的とする研究ならびに特殊核物質の処分の安全性を目的とする研究への資金提供は許される。

5. [すべての核再処理施設および濃縮施設は、操業を停止しかつ恒久的に閉鎖する。]

6. すべての核施設は予防的管理の下に置かれる。

7. 第 4 条（実施の諸段階）に従って提出される、核兵器〔の生産、研究および実験施設ならびに主要核〕施設の廃棄または転換のための計画にはすべて、この施設の従前の被雇用者に対する、その経験と専門的技術に見合いかつこの条約の趣旨および目的に合致する地位への異動の措置または勧告を含むものとする。この措置〔原文では positions とあるが、文脈に照らして provisions の誤りと思われる〕および勧告には、転換後の施設における雇用、核施設廃棄のための雇用、核兵器の廃棄もしくは特殊核物質の処分のための雇用、または検証を目的とする機関における雇用を含むことができる。

B. 指揮、管制および通信施設ならびに配備サイト

8. 締約国は第 4 条（実施の諸段階）に従って、核兵器の目標照準に関する指揮および指揮システムを次のように変更する。

a. すべての核兵器の警戒態勢を解除する

b. すべての指揮および管制システムから目標座標を削除する

c. すべての核装備ミサイルの航行情報を航行システムから削除する

9. 締約国は、第 4 条（実施の諸段階）および検証附属書に従って、核兵器またはその運搬手段を発射し、目標設定し、指示を与えもしくは爆発させる目的専用に設計されもしくは使用される、またはこのような目的のいずれかを援助または支援するために設計されもしくは使用される、すべての施設、システムまたはサブ・システムを廃棄する。

10. 締約国は第 4 条（実施の諸段階）および検証附属書に従って、およびこの条約で禁止されている目的のための使用を防止するために、核兵器もしくはその運搬手段を発射し、目標設定しもしくは爆発させる目的にのみ使用される施設、システムまたはサブ・システム、またはこのような目的を援助または支援する施設、システムまたはサブ・システムを廃棄し、または転換する。

11. この条約で禁止されている活動を探知するために設計および使用される施設、システムまたはサブシステムは許される。

12. 第4条（実施の諸段階）および検証附属書に従って提出される、指揮、管制および通信施設ならびに配備サイトの廃棄または転換の計画にはすべて、このような施設の従前の被雇用者に対して、その経験と専門的技術に見合いかつこの条約の趣旨および目的に合致する地位への異動のための措置または勧告を含めるものとする。このような措置〔ここも原文では positions とあるが、文脈に照らして provisions の誤りと思われる〕および勧告には、転換後の施設における雇用、核施設の廃棄のための雇用、国内の技術手段を含む情報収集のための雇用、ならびに査察その他の検証方法を目的とする機関での雇用を含むことができる。

C. 原子炉、濃縮施設および再処理施設、核物質貯蔵サイトならびに施設外の核燃料サイクル区域

13. すべての国は、原子炉、濃縮施設および再処理施設、核実験施設、核物質貯蔵サイトならびに施設外にある他の核燃料サイクル区域の正確な所在地、性質および規模を申告する。

14. すべてのプルトニウム再処理施設は操業を停止し、かつ恒久的に閉鎖する。

15. すべての国は、核施設が、第10条（核物質）の義務を含むこの条約上の義務に従って操業していることを検証するために、機関〔または国際原子力機関〕と保障措置協定を締結する。

D. 核施設における活動

16. 核活動に関する附属書の表1に掲げる核施設において行われる活動は禁止する。

17. 核活動に関する附属書の表2に掲げる核施設において行われる活動は、第14条に従い締約国会議が別段の決定を行わないかぎり、認められる。

18. 核活動に関する附属書の表3に掲げる核施設において行われる活動は認められる。

第12条 核兵器運搬手段

1. 核兵器の運搬専用設計された運搬手段および発射機（表1）の配備、開発、実験、生産または取得はすべて禁止される。

2. 核兵器運搬専用設計された運搬手段および発射機はすべて、第4条〔および検証附属書〕に従って廃棄する。

3. 核兵器または非核兵器の運搬に使用できるすべての運搬手段（表2）は、第4条に従って廃棄し、またはこの条約で禁止されていない目的のために転換するものとする。

表1 廃棄される核兵器運搬手段

大陸間弾道ミサイル

潜水艦発射弾道ミサイル

重爆撃機

弾道ミサイル搭載潜水艦

地上発射巡航ミサイル

表2 廃棄されまたは転換される運搬手段

空対地弾道ミサイル

地上発射弾道ミサイル

空中発射巡航ミサイル

海洋発射巡航ミサイル

核能力をもつ戦闘爆撃機

巡航ミサイル搭載潜水艦

戦闘用の艦船

[表3 予防的管理に服する輸送手段であって、核兵器用に設計されていないもの]

第13条 この条約によって禁止されていない活動

1. 締約国は、この条約〔ならびに核物質に関するその他の協定および規則〕に従って、核エネルギーを平和的目的のために研究し、開発し、および使用する権利を有する。

2. 締約国は、自国の領域内または自国の管理下で行われる核エネルギーの研究、開発および使用がこの条約によって禁止されていない目的のためにのみ行われることを確保するために、必要な措置をとる。このために、またこれらの活動がこの条約に規定する義務に適合していることを検証するために、締約国は、この条約の「核活動、構成部分および装置に関する附属書」に記載された核施設および核物質、または機関が宣言する他のあらゆる活動を、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条〔および検証附属書〕の規定する管理および検証措置の対象とする。

3. 締約国は、安全保障の目的のために兵器運搬手段を研究し、開発し、生産し、取得しおよび配備する権利を有する。この権利は、この条約、兵器および兵器システムに関する他の協定および規則、武力による威嚇または武力の行使に関する国際連合憲章および他の国際法に従う。

4. [この条約が禁止しない軍事活動の実施において、] 締約国は、[兵器および] 兵器運搬システムが、この条約に適合する方法によってのみ開発され、生産その他の方法によって取得され、保有され、移譲され、実験されまたは配備されることを確保するため必要な措置をとる。このため、およびこれらの活動がこの条約に規定する義務に適合していることを検証するために、締約国は、兵器運搬システム（指揮、通信、管制および生産の施設を含む）を、第12条〔および検証附属書〕に規定する管理および検証措置の対象とする。

第14条 協力、遵守および紛争解決

A. 協議、協力および事実調査

1. 締約国は、この条約の趣旨および目的または実施に関連して問題が生ずる場合には、当該問題について、締約国間で直接にまたは機関を通じてもしくはその他の適切な国際手続（国際連合の枠組の範囲内および国際連合憲章に従って行われる手続を含む）により、協議しおよび協力する。

2. 締約国は、検証、廃棄および転換のための制度の改良にあたっては、この条約に定める効果的、安全かつ費用に対して効率的な検証、廃棄および転換の手続および方法を促進するための特定の措置を開発する目的をもって、機関およびその他の締約国と協力する。

3. 締約国は、この条約の遵守について疑義を引き起こす問題または、あいまいと認められる関連する事項について懸念を引き起こす問題を、まず、締約国間の情報交換および協議により明らかにし解決するため、可能な時はいつでもあらゆる努力を払うべきである。もっとも、すべての締約国の申立てによる査察を要請する権利は害されない。締約国は、このような疑義または懸念を引き起こすと他の締約国が認める問題を明らかにするよう当該他の締約国から要請される場合には、当該他の締約国に対し、できるかぎり速やかに、提起された疑義または懸念に答えるに十分な情報を提供し、およびその情報がどのようにして当該問題を解決するかについて説明を行う。ただしいかなる場合にも、核兵器の使用の威嚇の可能性について説明の要請を受けた場合は当該要請の受領後 [48] 時間以内、またはそれ以外の事項について説明の要請を受けた場合は、当該要請受領後 [10] 日以内に、これを行わねばならない。この条約のいかなる規定も、遵守に関して疑義を引き起こす問題またはあいまいと認められる関連する事項について懸念を引き起こしている問題を明らかにしおよび解決するために、2以上の締約国が相互の合意により査察その他の手続について取り決める権利に影響を及ぼすものではない。このような取極は、この条約の他の規定に基づく締約国の権利および義務に影響を及ぼすものではない。

事態を明らかにするための説明を要請する手続

4. 締約国は、あいまいと認められる事態または他の締約国によるこの条約の違反の可能性について懸念を引き起こす事態を明らかにするに当たって、執行理事会に援助を要請する権利を有する。執行理事会はこのような懸念に関連のある自己の保有する適当な情報を提供する。

5. 締約国は、あいまいと認められる事態または他の締約国によるこの条約の違反の可能性について懸念を引き起こす事態を明らかにするための説明を、当該他の締約国から得よう執行理事会に要請する権利を有する。この場合において、次の規定を適用する。

a. 執行理事会は、説明の要請の受理の後 [24] 時間以内に、事務局長を通じて、当該他の締約国に対し、これを送付する。

b. 説明の要請を受けた締約国は、執行理事会に対し、できるかぎり速やかに説明を行う。ただし、いかなる場合にも核兵器の威嚇または使用の可能性に関しては説明の要請を受領した後は [48] 時間以内に、または他の事項に関しては説明の要請を受領した後 [10] 日以内に、これを行うものとする。

c. 執行理事会は、[24] 時間以内に、前記 b の規定に従って行われた説明に留意し、当該説明の受領の後、説明の要請を行った締約国に対し、これを送付する。

d. 説明の要請を行った締約国が前記 b の規定に従って行われた説明が十分でないと認める場合には、当該締約国は、説明の要請を受けた締約国からさらに説明を得よう執

行理事会に対し要請する権利を有する。

e. 前記dの規定によりさらに説明を得るため、執行理事会は事務局長に対し、懸念を引き起こす事態に関連するすべての利用可能な情報および資料を検討するために、技術事務局の職員により構成される専門家の会合または技術事務局において適当な職員を利用することができない場合には、技術事務局の職員以外の専門家の会合を設置するよう要請することができる。専門家の会合は、その検討結果に基づく事実関係についての報告を執行理事会に提出する。

f. 説明の要請を行った締約国が前記dおよびeの規定に基づいて得られた説明が十分でないとする場合には、当該締約国は、執行理事会の理事国でない関係締約国が参加することができる執行理事会の特別会期を要請する権利を有する。執行理事会は、当該特別会期において、この問題を検討し、および事態を解決するために適当と認める措置を勧告することができる。

6. 締約国は、それに加えて自国についてあいまいと認められた事態または自国によるこの条約の違反の可能性について懸念を引き起こした事態について明らかにするよう、執行理事会に要請する権利を有する。執行理事会は、これに対し、適当と認められる援助を提供する。

7. 執行理事会は、この条に規定する説明の要請について締約国に通報する。

8. 締約国は、この条約の違反の可能性について自国が提起した疑義または懸念が執行理事会への説明の要請の提出後 [60] 日以内に解消されなかった場合、またはこのような疑義が緊急な検討を正当化するに足るものであると信ずる場合には、第8条の規定に基づき、会議の特別会期を要請することができる。もっとも、申立てによる査察を要請する当該締約国の権利は害されない。会議は、当該特別会期において、この問題を検討し、事態を解決するために適当と認める措置を勧告することができる。

申立てによる査察のための手続

9. 締約国は、この条約の違反の可能性に関する問題を明らかにし解決することのみを目的として、他の締約国の領域内または他の締約国の管轄もしくは管理の下にあるその他の場所におけるいかなる施設または区域についても、申立てによる現地査察を要請する権利、ならびにこの査察がいかなる場所においても事務局長が指名する査察団によって遅滞なく、かつ検証附属書に従って行われることを求める権利を有する。

10. 締約国は、査察の要請をこの条約の範囲内で行う義務を負い、またこの条約の違反の可能性について懸念を引き起こす基礎となったすべての適当な情報を、検証附属書に従って当該査察の要請のなかで提供する義務を負う。締約国は、濫用を避けるために注意を払い、根拠のない査察要請を慎まなければならない。申立てによる査察は、この条約の違反の可能性に関係する事実を決定することのみを目的として行う。

11. この条約の遵守の検証のため、締約国は、技術事務局がこの条9の規定に従い申立てによる現地査察を行うことを認める。

12. 被査察締約国は、施設または区域に対する申立てによる査察の要請および検証附属書に規定する手続に従い、次の権利を有し、または義務を負う。

a. 自国によるこの条約の遵守を証明するためにあらゆる合理的な努力を払う権利および義務、ならびにこのために査察団がその査察命令を遂行することができるようにする権利および義務

b. もっぱらこの条約の違反の可能性についての懸念に関連する事実を確認することを目的として、要請される施設または区域内へのアクセスを認める義務

c. この条約に関連しない機微に係る設備を保護するため、ならびにこの条約に関連しない秘密の情報および資料の開示を防止するための措置をとる権利

13. オブザーバーについては、次の規定を適用する。

a. 要請締約国は、被査察締約国の同意を得て、自国または第三国のいずれか一方の国民である代表者を申立てによる査察の実施に立ち会わせるために派遣することができる

b. 前記 a の場合において、被査察締約国は、検証附属書に従ってオブザーバーに対してアクセスを認める

c. 被査察締約国は、原則として、提案されたオブザーバーを受け入れる。ただし、被査察締約国が拒否する場合には、この事実は最終報告に記録される

14. 要請締約国は、執行理事会に対し申立てによる現地査察のための査察要請を行い、また、速やかな手続の開始のために同時に事務局長に対して当該要請を行う。

15. 事務局長は、査察要請が検証附属書に定める要件を満たすこと確認し、必要な場合には、要請締約国が当該要件に従って査察の要請を行うことを援助する。査察の要請が当該要件を満たす場合には、申立てによる査察の準備を開始する。

16. 事務局長は、被査察締約国に対し、査察団の入国地点への到着予定時刻より少なくとも 12 時間前までに、査察の要請を伝達する。

17. 執行理事会は、査察の要請を受領した後、当該要請に基づいて事務局長がとる措置に留意するものとし、査察が行われている間を通じてこの問題を検討する。ただし、執行理事会の検討は、査察を遅滞させるものであってはならない。

18. 執行理事会は、査察の要請が根拠がなく、権利を濫用するものでありまたはこの条 9 に定めるこの条約の範囲を明らかに超えると認める場合には、査察の要請を受領した後 12 時間以内に、執行理事会のすべての理事国の 4 分の 3 以上の多数による議決で、申立てによる査察の実施に反対することを決定することができる。その決定には、要請締約国および被査察締約国は参加してはならない。執行理事会が申立てによる査察について反対する決定をする場合には、査察のための準備は停止され、査察の要請に基づく新たな措置はとられず、関係締約国に対してその旨の通報が行われる。

19. 事務局長は、申立てによる査察の実施のための査察命令を与える。査察命令は、この条 9 および 10 に規定する査察の要請を遂行するためのものであり、かつ、査察の要請に適合するものとする。

20. 申立てによる査察は、検証附属書の規定に従って行う。査察団は、できるかぎり干渉の程度が低く、かつ、任務の効果的なおよび適時の遂行に合致する方法で申立てによる査察を行うとの原則を指針とする。

21. 被査察締約国は、申立てによる査察が行われている間を通じて、査察団を援助し、その任務の遂行を容易にする。被査察締約国は、検証附属書に従い、この条約の遵守を証明するための措置であって十分かつ包括的なアクセスに代わるものを提案する場合には、この条約の遵守を証明する目的として事実を確認する方法について合意に達するため、査察団との協議を通じてあらゆる合理的な努力を払う。

22. 最終報告には、事実関係の調査結果、ならびに申立てによる査察の十分な実施のために認められたアクセスおよび協力の程度および性質についての、査察団による評価を含める。事務局長は、要請締約国、被査察締約国、執行理事会および他のすべての締約国に対し、査察団の最終報告を速やかに送付する。事務局長は、さらに、執行理事会に対し、要請締約国および被査察締約国による評価ならびに評価のために他の締約国の見解が事務局長に提出される場合には、当該見解を速やかに送付し、その後これらをすべての締約国に送付する。

23. 執行理事会は、その権限および任務に従い、査察団の最終報告が提出された後ただちに当該最終報告を検討し、および次の事項について検討する。

- a. 違反があったか否か
- b. 査察の要請がこの条約の範囲内で行われたか否か
- c. 申立てによる査察を要請する権利が濫用されたか否か

24. 執行理事会は、その権限および任務に従い、この条 23 の規定に関してさらに措置が必要となるとの結論に到達する場合には、事態を是正しおよびこの条約の遵守を確保するための適当な措置（会議に対する具体的な勧告を含む）をとる。要請する権利が濫用された場合には、執行理事会は、要請締約国が申立てによる査察の財政的負担の一部を負うべきであるか否かについて検討する。

25. 要請締約国および被査察締約国は、この条 23 に規定する検討に参加する権利を有する。執行理事会は、このような検討の結果につき締約国に対しおよび次の会期において会議に対し報告する。

26. 執行理事会が会議に対して具体的な勧告を行った場合には、会議は、この条 B の規定に従って措置を検討する。

B. 事態を是正しおよびこの条約の遵守を確保するための措置（制裁措置を含む）

27. 会議は、この条約の遵守を確保しならびにこの条約に違反する事態を是正しおよび改善するために、執行理事会の勧告を考慮し、この条 28 から 30 までに規定する必要な措置をとる。

28. 締約国が、自国によるこの条約の遵守に関して問題を引き起こしている事態を是正することを会議または執行理事会により要請され、かつ、一定の期間内に当該要請に応じ

なかった場合には、会議は、特に別段の決定を行うまでの間、当該締約国がこの条約に基づく権利および特権を行使することを制限し、または停止することを決定することができる。

29. この条約の基本的義務の違反によってこの条約の趣旨および目的に対する障害が生ずる可能性のある場合には、会議は、締約国に対して国際法に適合する集団的措置を勧告することができる。この措置には、核活動に関する附属書の表2に記載されている核活動におけるすべての援助の制限または停止を含む。関係国が引き続き要請に従わない場合には、さらに制裁を科すことができる。

30. 会議は、または事態が緊急である場合にはこれに代わって執行理事会は、問題（関連する情報、判断および勧告を含む）につき、国際連合総会および国際連合安全保障理事会の注意を喚起することができる。

31. 核兵器の威嚇または使用は、国際連合憲章の規定に従って平和に対する脅威であるとみなす。

C. 紛争の解決

32. この条約の適用、実施または解釈に関して生ずる紛争については、この条約の関連規定（この条Bを含む）に従って、国際連合憲章の規定によって解決する。

33. この条約の適用、実施または解釈に関して、2以上の締約国間で、または1もしくは2以上の締約国と機関との間で紛争が生ずる場合には、関連当事者は、交渉、仲介、仲裁裁判または当該関係当事者が選択するその他の平和的手段（この条約に規定する適当な内部機関に対して提起すること、および、合意により国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に付託することを含む）によって紛争を速やかに解決するため協議する。

34. 他の平和的解決手段が見いだされない場合には、1または2以上の締約国と紛争を生じている締約国は、国際司法裁判所規程〔および紛争の義務的解決に関する選択議定書〕に従い、紛争を国際司法裁判所に付託することができる。関係締約国は、いかなる措置がとられるかについて常時執行理事会に通報する。

35. 執行理事会は、適当と認める手段（あっせんを提供すること、紛争当事国である締約国に対し当該締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること、および合意された手続に従って解決するための期限を勧告することを含む）により、紛争の解決に貢献することができる。

36. 会議は、締約国が提起しまたは執行理事会が注意を喚起する紛争に関係する問題を検討する。会議は、必要と認める場合には、第8条の規定に従い、これらの紛争の解決に関連して補助機関を設置し、または補助機関に任務を委託する。

37. 会議および執行理事会は、機関の活動の範囲内において生ずる法律問題について勧告的意見を与えるよう、国際司法裁判所に要請することを国際連合総会に対して勧告することができる。このため、機関と国際連合との間の協定を、第8条の規定に基づいて締結する。

38. この条Cの規定は、この条AおよびBの規定を害するものではない。

第15条 効力の発生

A. 効力発生の条件

1. この条約は、次の条件がすべて満たされた日の後 [180] 日をもって効力を生じる。
 - a. [すべての] 核兵器国が批准書を寄託する
 - b. [核兵器の不拡散に関する条約の締約国ではない] すべての核能力国が批准書を寄託する
 - c. [附属書4の動力炉を保有する国の一覧表に掲げるすべての国を含む] [または] [附属書5の動力炉または実験炉を保有する国の一覧表の少なくとも [40] の国を含む] 少なくとも総計 [65] カ国が批准書を寄託する

2. この条約は、その効力を生じた後に批准書または加入書を寄託する国については、その批准書または加入書の寄託の日の後 30 日目の日に効力を生じる。

B. 国による効力発生要件の放棄

この条約は、効力発生要件を放棄する国については、その批准書または加入書の寄託の日の後 30 日目の日に効力を生じる。

第16条 財政

1. 機関の活動に要する費用は、国際連合と機関との間の加盟国の相違を考慮して調整される国際連合の分担率に従い締約国が支払う。機関の予算は、運営費その他の費用に関連するもの、ならびに検証および遵守の費用に関連するものの2つの別個の項目からなる。

2. 核兵器締約国は、自国の権限の下にある兵器、禁止核物質、および核施設の廃棄に関する費用を支払う。核兵器締約国は、検証附属書の規定に従い資金提供される申立てによる査察の場合を除き、自国の権限の下にある核施設の検証に関する費用を支払う。

3. 機関は、この条2の規定の遵守が締約国に過度の財政的負担を課す場合に、締約国によるこの条2の規定の遵守を援助する自発的な基金を設立する。

第17条 改正

1. いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができるものとし、また、この条4に規定するこの条約の附属書の修正を提案することができる。改正のための提案はこの条2および3に規定する手続に従う。この条4に規定する修正のための提案はこの条5に規定する手続に従う。

2. 改正案については、すべての締約国および寄託者に対して配布に付するため事務局長に提出する。改正案は改正会議でのみ検討する。改正会議は、[改正案の配布の後 [60 日] 以内に]、3分の1以上の締約国が改正案をさらに検討することを支持する旨を事務局長に通報する場合に開催される。改正会議は、改正案の検討を要請する締約国が早期の開催を要請する場合を除き、会議の通常会期の後ただちに開催される。いかなる場合にも、改正会議は、改正案の配布の後 60 日を経過するまで開催されない。

3. 改正は、次の a および b の要件が満たされる場合には、b に規定するすべての締約

国が批准書または受諾書を寄託した後 20 日で、すべての締約国について効力を生じる。

a. 改正会議において [いかなる締約国も反対票を投じることなく] すべての締約国の過半数の賛成票によって改正案が採択されること

b. 改正会議において賛成票を投じたすべての締約国が批准または受諾すること

4. この条約の実行可能性および実効性を確保するため、附属書の規定は、修正案が運営上のまたは技術的な性質の事項にのみ関連する場合には、この条 5 の規定に従って行われる修正の対象とする。

5. この条 4 に規定する修正については、次の手続に従って行う。

a. 修正案については、必要な情報とともに事務局長に送付する。すべての締約国および事務局長は、当該修正案を評価するための追加の情報を提供することができる。事務局長は、すべての締約国、執行理事会および寄託者に対し、当該修正案および情報を速やかに通報する。

b. 事務局長は、修正案の受領の後 60 日以内にこの条約の規定および実施に及ぼしうるすべての影響を把握するために当該修正案を評価するものとし、その結果についての情報をすべての締約国および執行理事会に通報する。

c. 執行理事会は、すべての入手可能な情報に照らして修正案を検討する（当該修正案がこの条 4 に定める要件を満たしているか否かについての検討を含む）。執行理事会は、当該修正案の受領の後 90 日以内に、適当な説明を付して、執行理事会の勧告を検討のためにすべての締約国に通報する。締約国は、10 日以内にその受領を確認する。

d. 執行理事会がすべての締約国に対し修正案を採択することを勧告する場合において、いずれの締約国もその勧告の受領後 90 日以内に異議を申し立てない時は、当該修正案は承認されたものとみなす。執行理事会が修正案を拒否することを勧告する場合において、いずれの締約国もその勧告の受領後 90 日以内に異議を申し立てない時は、当該修正案は拒否されたものとみなす。

e. 執行理事会の勧告が前記 d の規定に従って締約国によって受け入れられない場合には、会議は、次の会期において実質事項として修正案の承認について決定（当該修正が 4 に定める要求を満たしているか否かの判断を含む）を行う。

f. 事務局長は、この 5 における決定をすべての締約国および寄託者に通報する。

g. この 5 に定める手続に従って承認された修正は、他の期間を執行理事会が勧告しまたは会議が決定する場合を除くほか、すべての締約国につき、事務局長が当該承認を通報した日の後 180 日をもって効力を生じる。

第 18 条 条約の範囲および適用

A. 他の国際協定との関係

1. 核不拡散条約、部分的核実験禁止条約、ラテンアメリカ非核兵器地帯条約、海底非核化条約、月協定、南太平洋非核地帯条約、アフリカ非核兵器地帯条約、東南アジア非核兵器地帯条約、中央アジア非核兵器地帯条約、その他の非核兵器地帯を設定する条約、包

括的核実験禁止条約、中距離核戦力（INF）全廃条約、アメリカ合衆国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦略攻撃兵器の削減及び制限に関する条約（START I）、アメリカ合衆国とロシアとの間における戦略攻撃兵器の一層の削減及び制限に関する条約（START II）、米ロ戦略攻撃力削減（モスクワ）条約、核テロ防止条約、または国際原子力機関との協定に基づく各国の義務を制限し、または軽減するものと解してはならない。

2. 第8条の規定に従って、機関は、他の国際協定の実施機関との間において、関係各機関の検証任務に必要な、または適用可能な情報を共有する目的で、または関係国際協定の目的を促進する目的で、協定を締結することができる。

B. 附属書の地位

3. 附属書は、この条約の不可分の一部をなす。「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

C. 有効期間および脱退

4. この条約の有効期間は、無期限とする。

5. この条約からの脱退は [すべての核兵器国が批准する場合には] 認めない。

D. 留保

6. この条約の各条の規定については、留保を付することができない。この条約の附属書については、この条約の趣旨および目的と両立しない留保を付することができない。

第19条 条約の締結

A. 署名

1. この条約は、効力を生ずる前は署名のためにすべての国に開放しておく。

B. 批准

2. この条約は、署名国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従って批准されなければならない。

C. 加入

3. この条約が効力を生じる前にこの条約に署名しない国は、その後はいつでもこの条約に加入することができる。

D. 寄託者

4. この条約の寄託者は、国際連合事務総長とするものとし、同事務総長は、特に、次のことを行う。

a. すべての署名国および加入国に対し、各署名の日、各批准書または各加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日およびその他の事項に係る通告の受領を速やかに通報する

b. この条約の認証謄本をすべての署名国政府および加入国政府に送付する

c. 国際連合憲章第102条の規定に従ってこの条約を登録する

E. 正文

5. この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語

を等しく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

紛争の義務的解決に関する選択議定書

この議定書の締約国は、他の解決方法がこの条約に規定される場合を除くほか、または、他の解決方法が合理的期間内に締約国により合意される場合を除くほか、国際司法裁判所の義務的管轄に付託する希望を有することを表明して、次のとおり協定した。

この条約の解釈または適用から生ずる紛争は、国際司法裁判所の義務的管轄の範囲内に属するものとし、したがって、当該紛争は、この議定書の締約国である紛争の当事国のいずれかが行う請求により、国際司法裁判所に付託することができる。

エネルギー援助に関する選択議定書

この議定書の締約国は、

核兵器の開発を促進しまたは援助する可能性のある核技術の拡散によって、核兵器条約の目標および目的に対する脅威が生じるのを防ぐことを希望し、

さらに、原子炉における放射性核種の過度の製造から、健康および環境に対する脅威が生じるのを防ぐことを希望し、

持続可能でかつ環境に対して安全なエネルギー資源の開発に対する権利を確認して、次のとおり協定した。

1. 動力炉を製造し、組み立て、または移譲その他の方法により取得しない。
2. 現存するいかなる動力炉も利用せず、および動力炉の利用から生じる生成物を使用しない。
3. この議定書の署名から〔5〕年以内に現存する動力炉を閉鎖する。
4. この議定書の他の締約国に対し、原子力によらない持続可能なエネルギー資源の開発および利用についての援助をする。
5. この議定書4の規定を実施するための自発的な基金を設置する。

附属書1 核活動

A. 核活動の表〔Bに掲げる〕のための指針

表1のための指針

1. 核活動を表1に含めるか否かを検討するについては、次の要件を考慮する。
 - a. 当該活動が、この条約の第1条において特に禁止されている活動であること
 - b. 当該活動が、この条約の第1条において特に禁止されている活動を援助しまたは支援する目的をもつものであること
 - c. 当該活動が、この条約により特に禁止されている活動を援助しまたは支援する高度の可能性をもつために、この条約の趣旨および目的に重大な危険をもたらすものであること

d. 当該活動が、この条約において禁止されていない目的に、ほとんどまたはまったく貢献するものではなく、または、この条約において禁止されていない目的への貢献が、他の活動により安全に代替できるものであること

2. 表1の活動は、禁止される。

表2のための指針

3. 核活動を表2に含めるか否かを検討するについては、次の要件を考慮する。

a. 当該活動が、この条約の第1条において、特に禁止されていないこと

b. 当該活動が、この条約の第1条において特に禁止されている活動を援助しないまたは支援しない目的をもつものであること

c. 当該活動が、この条約の第1条において特に禁止されている活動を援助しまたは支援する可能性をもつために、この条約の趣旨および目的になんらかの危険をもたらすものであること

4. 表2の活動は、各条文〔機関、技術事務局〕および〔遵守〕に従って機関が別段の決定を行わないかぎり、認められる。

表3のための指針

5. 核活動を表3に含めるか否かを検討するについては、次の要件を考慮する。

a. 当該活動が、この条約の第1条において、特に禁止されていないこと

b. 当該活動が、この条約の第1条において特に禁止されている活動を援助しないまたは支援しない目的をもつものであること

c. 当該活動が、この条約の趣旨および目的に危険をもたらさないこと

6. 表3の活動は、認められる。

B. 核活動の表

表1

1. 核兵器の生産

2. 核兵器の使用

3. 核兵器の使用の威嚇

4. 特殊核物質の生産および使用

5. プルトニウムまたはウランを含む合金または混合物の生産

6. 兵器転用（特殊核分裂性または核融合性物質から核爆発装置を作成するために必要な研究、開発、製造および実験を含む）

7. プルトニウム、ウラン 233、ウラン 235 を 20%以上に濃縮したウランを使用する核燃料の加工

8. ウラン 235 を 20%以上に濃縮したウラン、ウラン 233、プルトニウムもしくは混合酸化物燃料を燃料として使用する研究炉および動力炉、または特にプルトニウムの生産のために設計された原子炉の輸入、建設または使用

9. 核兵器製造可能物質を含む照射燃料または照射ターゲット試料の再処理。これには

ホットセルおよび関連設備の使用が含まれる

10. 同位体ウラン 235 の 20%以上の濃縮ならびにウラン 235 を 3%以上に濃縮した UC14 および UF6 の前処理および貯蔵を含む、この処理のためのすべての前処理段階（核兵器条約により、天然ウランからの UC14 および UF6 の前処理が禁止されることはない。濃縮後、20%以上のさらなる濃縮のための適切な供給原料となりうる形態で、これが貯蔵されることがあってはならない）

11. 同位体プルトニウム 239、水素、トリチウムおよびリチウム 6 の生産、分離および濃縮

12. 相当な量に達する反陽子、反物質、核異性体および超重元素の生産

表 2

1. 天然ウランまたは燃料としてウラン 235 を 20%以下に濃縮したウランを使用するあらゆる種類の研究炉および動力炉の輸入、建設、使用。これには、臨界および亜臨界集合体が含まれる。しかし、特にプルトニウム生産用に設計された原子炉は除かれる

2. ウランおよび/またはトリウムを含む鉱石の調査、採鉱または加工

3. ウラン 235 を 20%以下に濃縮したウランおよびトリウムを含む化合物の前処理。ウラン 235 を 3%以上に濃縮した UC14 および UF6 の前処理を除く

4. 天然ウランまたはウラン 235 を 20%以下に濃縮したウランを使用する核燃料製造

5. すべての種類の粒子およびレーザー・ビームの生産

6. 診断用を含む慣性閉込に基づく核融合実験装置

表 3

1. 食品および農業における放射線および同位元素の応用

● 土壌肥沃化、灌漑および作物生産

● [品種改良および遺伝学]

● 動物の生産および衛生管理

● 昆虫および害虫制御

● [食品保存]

● 承認を条件とするその他の用途

2. 医学における放射線および同位元素の応用

● 薬量測定を含む診断および治療医学

● 遠隔治療法および近接照射治療による放射線治療

● 栄養および健康関連の環境研究

● 承認を条件とするその他の用途

3. 工業プロセスにおける放射線および同位元素の応用

● 放射線透過その他の非破壊的試験法

● 工業プロセス制御および品質管理

● 石油、化学および冶金処理プロセスにおけるラジオトレーサの応用

- 水資源および鉱物資源の開発
 - 工業用放射線プロセッシング
 - 承認を条件とするその他の用途
4. 放射性同位元素および素粒子の研究ならびに生産および処分への応用
- 放射性廃棄物の状態調整および処分
 - 診断用を含む磁気閉込に基づく核融合実験装置
 - 放射性および安定同位体の生産。同位体プルトニウム 239、チタニウムおよびリチウムの生産は禁止
- 中性子源、電子加速装置、粒子加速装置、重粒子イオン加速装置の輸入、建設および使用
- この条約により禁止されていない活動またはこの条約に基づく許可の下での活動に関連する領域を除く、放射線物理学および化学、ならびに同位元素の物理的および化学的特性に関する研究

附属書 2 核兵器構成部分

表 1 のための指針

1. 核爆発装置に組み込むためにのみ生産される構成部分は表 1 に含める。
2. 表 1 に記載する構成部分の製造、移譲または貯蔵は禁止される。

表 2 のための指針

3. 構成部分を表 2 に含めるか否かを検討するについては、次の要件を考慮する。
 - a. 当該構成部分は、核爆発装置に組み込まれるために生産されたものであること
 - b. 当該構成部分は、この条約が禁止していない目的に使用されるが、この目的のために商業上の相当量で生産されていないものであること
 - c. b の規定に定める目的のためには代替的な構成部分が存在すること。
4. 表 2 に記載する構成部分の製造、移譲または貯蔵は禁止される。

表 3 のための指針

5. 構成部分を表 3 に含めるか否かを検討するについては、次の要件を考慮する。
 - a. 当該構成部分は、核爆発装置に組み込まれるために生産されたものであること
 - b. 当該構成部分は、この条約が禁止していない目的に使用されるが、この目的のために商業上の相当量で生産されていないものであること
 - c. b の規定に定める目的のためには代替的な構成部分が存在しないこと
6. 表 3 に記載する構成部分の製造、移譲または貯蔵は、機関が定める規定によるのみ、認められる。

表 4 のための指針

7. 構成部分を表 4 に含めるか否かを検討するについては、次の要件を考慮する。
 - a. 当該構成部分は、核爆発装置に組み込まれるために生産されたものであること

b. 当該構成部分は、この条約が禁止していない目的に使用され、かつ、この目的のために商業上の相当量で生産されているものであること

[c. bの規定に定める目的のためには代替的な構成部分が存在しないこと]

8. 表4に記載する構成部分の製造は、機関が定める規定によってのみ、認められる。

附属書3 第8条 C23 に規定する国および地理的地域の一覧表

アフリカ

Algeria, Angola, Benin, Botswana, Burkina Faso, Burundi, Cameroon, Cape Verde, Central African Republic, Chad, Comoros, Congo, Cote d'Ivoire, Djibouti, Egypt, Equatorial Guinea, Eritrea, Ethiopia, Gabon, Gambia, Ghana, Guinea, Guinea-Bissau, Kenya, Lesotho, Liberia, Libyan Arab Jamahiriya, Madagascar, Malawi, Mali, Mauritania, Mauritius, Morocco, Mozambique, Namibia, Niger, Nigeria, Rwanda, Sao Tome & Principe, Senegal, Seychelles, Sierra Leone, Somalia, South Africa, Sudan, Swaziland, Togo, Tunisia, Uganda, United Republic of Tanzania, Zaire, Zambia, Zimbabwe.

東欧

Albania, Armenia, Azerbaijan, Belarus, Bosnia and Herzegovina, Bulgaria, Croatia, Czech Republic, Estonia, Georgia, Hungary, Latvia, Lithuania, Moldova, Poland, Romania, Russian Federation, Slovakia, Slovenia, the Former Yugoslav Republic of Macedonia, Ukraine, Yugoslavia.

ラテンアメリカおよびカリブ

Antigua and Barbuda, Argentina, Bahamas, Barbados, Belize, Bolivia, Brazil, Chile, Colombia, Costa Rica, Cuba, Dominica, Dominican Republic, Ecuador, El Salvador, Grenada, Guatemala, Guyana, Haiti, Honduras, Jamaica, Mexico, Nicaragua, Panama, Paraguay, Peru, Saint Kitts and Nevis, Saint Lucia, Saint Vincent and the Grenadines, Suriname, Trinidad and Tobago, Uruguay, Venezuela.

中東および南アジア

Afghanistan, Bahrain, Bangladesh, Bhutan, India, Iran (Islamic Republic of), Iraq, Israel, Jordan, Kazakhstan, Kuwait, Kyrgyzstan, Lebanon, Maldives, Nepal, Oman, Pakistan, Qatar, Saudi Arabia, Sri Lanka, Syrian Arab Republic, Tajikistan, Turkmenistan, United Arab Emirates, Uzbekistan, Yemen.

北アメリカおよび西欧

Andorra, Austria, Belgium, Canada, Cyprus, Denmark, Finland, France, Germany, Greece, Holy See, Iceland, Ireland, Italy, Liechtenstein, Luxembourg, Malta, Monaco, Netherlands, Norway, Portugal, San Marino, Spain, Sweden, Switzerland, Turkey, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, United States of America.

東南アジア、太平洋および極東

Australia, Brunei Darussalam, Cambodia, China, Cook Islands, Democratic People's Republic of Korea, Fiji, Indonesia, Japan, Kiribati, Lao People's Democratic Republic, Malaysia, Marshall Islands, Micronesia (Federated States of) , Mongolia, Myanmar, Nauru, New Zealand, Niue, Palau, Papua New Guinea, Philippines, Republic of Korea, Samoa, Singapore, Solomon Islands, Thailand, Timor Leste, Tonga, Tuvalu, Vanuatu, Viet Nam.

附属書 4 動力炉を保有する国の一覧表

Argentina, Armenia, Belgium, Brazil, Bulgaria, Canada, China, Finland, France, Germany, Hungary, India, Iran, Japan, Republic of Korea, Lithuania, Mexico, Netherlands, Pakistan, Romania, Russia, S. Africa, Slovakia, Slovenia, Spain, Sweden, Switzerland, United Kingdom, Ukraine, USA.

附属書 5 動力炉および／または研究炉を保有する国〔および地域〕の一覧表

Argentina, Armenia, Australia, Austria, Bangladesh, Belarus, Belgium, Brazil, Bulgaria, Canada, Chile, China, Colombia, Czech Republic, DPRK, Democratic Republic of Congo, Denmark, Egypt, European Union, Finland, France, Georgia, Germany, Ghana, Greece, Hungary, India, Indonesia, Iran, Iraq, Israel, Italy, Jamaica, Japan, Kazakhstan, Latvia, Libya, Lithuania, Malaysia, Mexico, Morocco, Netherlands, Nigeria, Norway, Pakistan, Peru, Philippines, Poland, Portugal, Republic of Korea, Romania, Russia, Serbia and Montenegro [2006年6月、モンテネグロは独立し、国際連合に加盟した。現在ではセルビアとモンテネグロは異なる国家になっている] , Slovakia, Slovenia, South Africa, Spain, Sweden, Switzerland, Syria, Taiwan, Thailand, Tunisia, Turkey, United Kingdom, Ukraine, USA.